



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命

契約概要・注意喚起情報 ご契約のしおり・約款

長期傷害保険

平成 30 年 4 月

1. 「**ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報)**」を必ずお読みください。
2. 特に、**注意喚起情報**には、お客さまに不利益となるつぎの情報も記載されていますので、よくご確認ください。
 - ◆保険金・年金・給付金などをお支払いできない場合
 - ◆現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

はじめに

このたびは、「長期傷害保険」のお申込みをご検討いただきましてありがとうございます。この冊子は、ご契約に関する大切なことがらを記載したものです。ご一読のうえ、後ほどお送りする保険証券とともに保管いただき、ご利用ください。もし、おわかりになりにくい点などがございましたら、お伺いしている当社募集代理店、営業社員、または最寄りの支社までお問い合わせください。

内容は、つぎの5つの部分に分かれています。



①ご契約に際しての重要事項（契約概要）……………5 ～ 7 ページ

ご契約のお申込みに際して、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



②ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）……………9 ～ 17 ページ

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。



③保険金・給付金などのご請求について……………19 ～ 27 ページ

保険金・給付金などをめれなくご請求いただくための確認事項などを記載しています。

必ず、ご一読ください。



④ご契約のしおり……………29 ～ 65 ページ

ご契約に際してのお願いとお知らせ、商品の特徴としくみ、諸手続きなど、ご契約内容を正確にご理解いただくための様々な事項を説明しています。

必ず、ご一読ください。



⑤約款……………67 ～ 136 ページ

ご契約についてのとりきめを、詳しく説明しています。

①～④とあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。



ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの方へ適切に情報を伝えられるよう配慮したユニバーサルデザインフォントを採用しています。

目次

ご契約に際しての重要事項（契約概要）	5
--------------------	---

ご契約に際しての重要事項（注意喚起情報）	9
----------------------	---

1 お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について	10
2 健康状態などの告知について	11
3 保障の開始時期（責任開始期）について	12
4 保険金・給付金などをお支払いできない場合	12
5 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について	13
6 解約と解約返戻金について	14
7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて	14
8 保険金額、給付金額などが削減される場合について	15
9 生命保険契約者保護機構について	15
10 生命保険協会の生命保険相談所について	15
11 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合について	16
12 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまへ	16
13 お問い合わせ・ご相談などについて	17

保険金・給付金などのご請求について	19
-------------------	----

1 保険金・給付金などのご請求からお支払いまで	20
2 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために	23
3 保険金・給付金をお支払いできる事例・できない事例	25

ご契約のしおり	29
---------	----

目的別 I N D E X	30
---------------	----

主な保険用語のご説明	33
------------	----

お願いとお知らせ	37
----------	----

1 お申し込みに際して	38
2 保険契約の締結について	38
3 生命保険契約者保護機構について	39
4 業務または事務の委託について	41
5 取引時確認に関するお客さまへのお願い	41

個人情報等の取扱いについて	43
---------------	----

6 契約内容登録制度・契約内容照会制度について	44
7 支払査定時照会制度について	45
8 個人情報の取扱いについて	46

特徴としくみについて	47
------------	----

9 特徴としくみ	48
10 特約の保障内容	50
11 免責事由などについて	51
12 指定代理請求特約について	52
保険料について	53
13 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について	54
14 保険料のお払込みが困難になられたとき	58
ご契約後について	61
15 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について	62
16 被保険者によるご契約者への解約の請求について	62
17 契約者に対する貸付について	63
18 保障内容の見直しをご検討の方へ	63
19 保険金受取人の変更について	64
20 生命保険と税金について	65
約 款	67
長期傷害保険普通保険約款	68
長期傷害用災害入院特約	87
年金支払特約	115
指定代理請求特約	120
団体扱特約	126
特別団体扱特約	128
預金口座振替特約	130
預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）	134
責任開始期に関する特約	135
お問い合わせ・ご相談などについて	巻末



ご契約に際しての重要事項 (契約概要)

この「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「ご契約に際しての重要事項（契約概要）」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

長期傷害保険

お客さまのご契約の災害保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。

ご契約例（Ⅰ型）

40歳男性 保険期間：終身 保険料払込期間：全期払

災害保険金額：2,000万円 災害入院給付金日額：5,000円(長期傷害用災害入院特約を付加)

災害死亡保険金

障害給付金

(第1級) 災害保険金額 × 100 %

(第2級) 災害保険金額 × 70 %

(第3級) 災害保険金額 × 50 %

一
生
涯

災害入院給付金（長期傷害用災害入院特約）

保険期間＝保険料払込期間

▲
40 歳

正式名称	長期傷害保険	
特 徴	不慮の事故・所定の感染症に対する保障を終身にわたり確保できます。	
お支払事由	不慮の事故または所定の感染症により死亡したとき (災害保険金額を支払います。ただし、同一の不慮の事故により、すでに支払った障害給付金または支払うべき障害給付金がある場合には、災害保険金額から障害給付金額を引いた額をお支払いします。)	災害死亡保険金
	不慮の事故により所定の身体障害の状態となったとき (災害保険金額に障害給付割合を乗じた額をお支払いします。)	障害給付金
	不慮の事故または所定の感染症により、継続して2日以上入院をしたとき (1入院につき120日まで、通算1,000日まで)	災害入院給付金 (長期傷害用災害入院特約)
	※支払事由に該当し災害死亡保険金が支払われた場合には、契約は消滅します。 ※障害給付金は、支払割合を通算して災害保険金額の100%を限度とします。 なお、障害給付金の支払割合が通算して100%に達した場合、契約は消滅します。 ※被保険者が不慮の事故・所定の感染症以外で死亡されたとき、この保険契約は消滅し、当社は責任準備金（保険契約者の故意または重大な過失によるときは解約返戻金）を保険契約者にお支払いします。	
保険料の払込免除事由	不慮の事故により所定の障害状態となったとき	
契約者配当金	ありません	
解約返戻金	保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により計算します。	
その他	保険契約の型および特約の型にはⅠ型とⅡ型があり、保険金および給付金の種類は型によって異なります。この商品は主契約・特約ともにⅠ型です。(Ⅱ型は現在お取り扱いをしておりません。)	

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

●お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況などによっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

付加できる特約

特約名称	内 容
年金支払特約	保険金などの支払を一時支払に代えて年金でお支払いします。 ○年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取になる年金額は年金基金設定時点の基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されるものです。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となっている保険金・給付金などの支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があるときは指定代理請求人が請求できます。

※いずれの特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

お問い合わせ・ご相談などについて

お問い合わせ・ご相談などについては巻末をご覧ください。



ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)

この「ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

この「ご契約に際しての重要事項 (注意喚起情報)」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1 お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

○お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「お申し込みの撤回等」といいます。）をすることができるクーリング・オフ制度があります。

○お申し込みの撤回等には、次の手続きが必要です。

- ①「申込日」※1からその日を含めて15日以内（郵便消印日付）に
- ②必要事項※2を記載した書面に自署したうえで、
- ③当社の支社または本社あてに郵便で発信いただく

○次の場合にはお申し込みの撤回等を行うことができません。

- ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ・ご契約者が事業のために事業契約としてお申し込みをされた場合

○次の場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。

- ・お申し込みの撤回等の書面の発信時に、保険金・給付金など（保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合（書面の発信時に、お支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。）

※1 「責任開始期に関する特約」を付加していない場合は、「申込日、または、第1回保険料(相当額)の領収日(着金日)のいずれか遅い日」です。

※2 クーリング・オフレターの書式例

平成〇年〇月〇日に申し込みをした保険契約の申し込みを撤回します。
 申込者:〇〇 〇〇
 (親権者:〇〇 〇〇)
 住所:〇県〇市〇町〇-〇-〇
 申込番号または証券番号:〇〇〇
 保険料返戻口座:〇銀行〇支店
 普通〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 口座名義人: 〇〇 〇〇

2 健康状態などの告知について

告知について※1

- ①ご契約者や被保険者には、健康状態などについて告知していただく義務があります。ご契約にあたっては、所定の告知書などで当社がおたずねする傷病歴、健康状態、職業などについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ②生命保険募集人（社員・募集代理店を含み、以下「募集人」といいます。）に口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。※2
- ③当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、お申込内容について確認させていただく場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

- ①故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、告知義務違反としてご契約を解除することがあります。また、2年経過後も、保険金・給付金などのお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。※3
- ②ご契約を解除したときには、たとえ保険金・給付金などのお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。
- ③上記以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合など、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方でも引き受け可能なケースがあること

傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によって、特別な条件をつけてお引き受けすることがあります。※4

現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約について

一般の契約と同様に告知義務があります。したがって、告知が必要な傷病歴等があるときは、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をされなかったために解除・取消しとなることもあります。

告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）などに記載しております。ご確認のうえ告知してください。

※1 多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。

※2 告知受領権は当社が有しています。

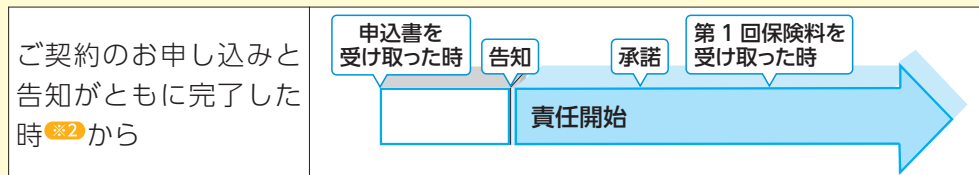
※3 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めたときには解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

※4 引受範囲を拡大した商品もあります。
「無選択型終身保険」

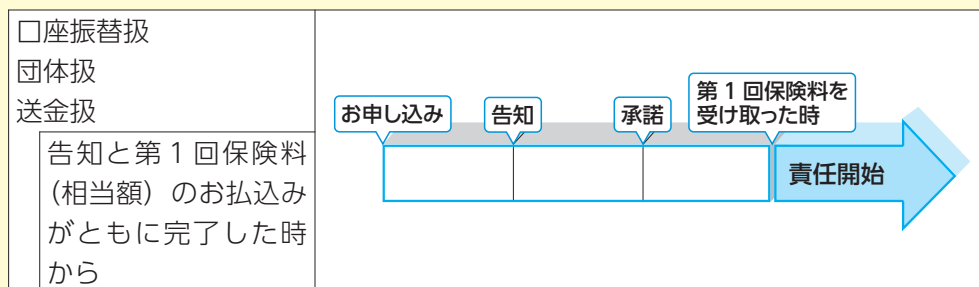
3 保障の開始時期（責任開始期）について

○お申し込みいただいたご契約のお引き受けを当社が承諾※1した場合、下表のとおり、当社はご契約上の責任を負います。

【「責任開始期に関する特約」を付加した場合】



【「責任開始期に関する特約」を付加していない場合】



※1 募集人は、お客さまと当社の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。

※2 ご契約のお申し込みが完了した時とは、当社または当社の募集人が申込書を受領した時をいいます。

4 保険金・給付金などをお支払いできない場合

○次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。

- ①責任開始期前の不慮の事故や感染症を原因とする場合
- ②保険金・給付金などの免責事由※1に該当した場合
- ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ④次のような重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたとき
 - ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供するなど、社会的に非難されるべき関係があると認められるとき
 反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
 - ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があったとき
- ⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
 この場合、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。
- ⑥保険料のお払込みが行われずご契約が失効した場合
- ⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日※2までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

※1 主な免責事由には以下のものがあります。
 ア.契約者・被保険者の故意または重大な過失
 イ.死亡保険金受取人の故意または重大な過失
 ウ.被保険者の犯罪行為・闘争行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故など
 詳しくはご契約のしおり「免責事由などについて」をご覧ください。

🔍 参照 P. 51

※2 詳しくは「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

🔍 参照 P. 13

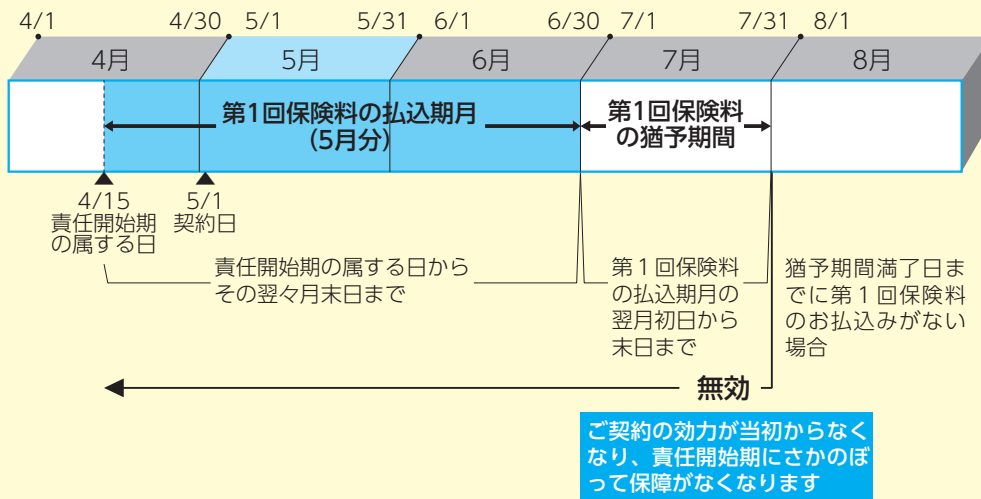
5

保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

- 保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込み※1

[例]

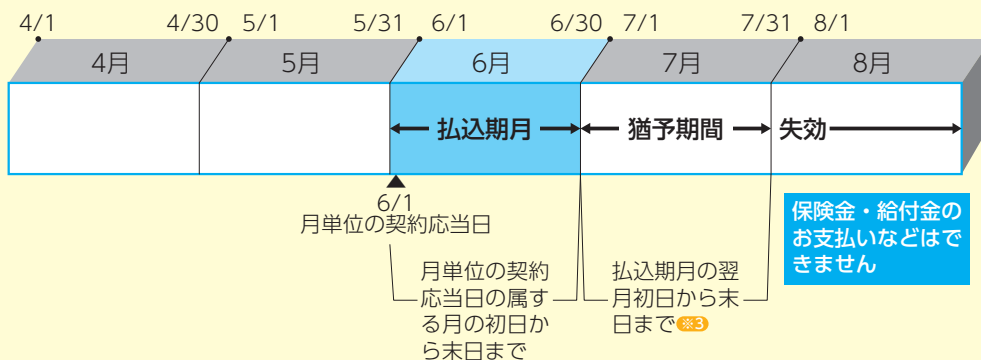


- 第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約の申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

※2

第2回以後の保険料のお払込み

[例] 契約日が5月1日の場合(月払契約)



- 失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。
この場合、告知とお払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお払込みが必要となります。
ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

- 保険料の自動振替貸付が可能な場合、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。※4
お立替えした保険料には、当社所定の利息がつきます。(複利計算)

詳しくは、ご契約のしおり「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」をご覧ください。

参照 P. 54

※1 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

※2 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

※3 年払または半年払の場合、猶予期間は「払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで」です。

※4 自動振替貸付をご希望される旨あらかじめ申し出たにいたる場合に、このお取扱いをします。自動振替貸付について詳しくは、ご契約のしおり「保険料のお払込みが困難になられたとき」をご覧ください。

参照 P. 58

6 解約と解約返戻金について

- ご契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。
- 解約返戻金※1は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。解約返戻金は、ご契約年齢・性別・経過年月数などによっても異なります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

※1 解約返戻金は、解約されたときの他、減額時にも支払われることがあります。

7 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

- 現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申し込みをご検討されている方は、特に次の点にご注意ください。

- ①解約・減額の際に払戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。※1
また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ②新たなご契約は、被保険者の健康状態などによっては、ご契約をお断りする場合があります。
- ③新たなご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。
また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率などが、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。
- ④新たなご契約は、告知義務違反による解除、責任開始期前の発病など、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。
- ⑤新たなご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。

「健康状態などの告知について」をあわせてご覧ください。

 参照 P. 11

※1 「解約と解約返戻金について」をご覧ください。

 参照 P. 14

8 保険金額、給付金額などが削減される場合について

○保険会社の業務または財産の状況の変化、保険会社の経営破綻により、ご契約時にお約束した保険金額、給付金額などが削減されることがあります。

9 生命保険契約者保護機構について

○当社は、生命保険契約者保護機構※1に加入しており、経営破綻に陥った場合、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、給付金額などが削減されることがあります。

＜生命保険契約者保護機構＞

TEL 03 - 3286 - 2820

(月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00)

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

※1 ご契約のしおり「生命保険契約者保護機構について」をご覧ください。

参照 P. 39

10 生命保険協会の生命保険相談所について

○本商品に係る指定紛争解決(ADR)機関は生命保険協会※1です。

生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

※1 詳細については生命保険協会ホームページをご覧ください。

11 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合について

- お客さまからのご請求に応じて、保険金・給付金などをお支払いしますので、お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに当社の営業社員・募集代理店、最寄りの支社または損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。^{※1}
カスタマーセンターの連絡先については、巻末をご覧ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 指定代理請求特約^{※2}を付加したご契約では、被保険者が受取人となっている保険金・給付金などのお支払事由が生じ、被保険者が保険金・給付金などをご請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。^{※3}
指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

※1 ご請求手続きについては「保険金・給付金などのご請求について」をご覧ください。

 参照 P. 19

※2 ご契約のしおり「指定代理請求特約について」をご覧ください。

 参照 P. 52

※3 ご請求手続きを円滑に行うことができますので、指定代理請求特約の付加をお願いいたします。

12 金融機関を募集代理店として本商品にご加入されるお客さまへ

- 本商品は生命保険であり預金等ではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第 53 条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申し込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 本商品の取扱金融機関が法令等に違反してお客さまに損害を与えた場合、募集代理店としての販売責任を負うことになります。^{※1}
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件に制限^{※2}があります。つきましては、あらかじめ保険契約者・被保険者となる方の勤務先などをご申告いただき、ご申告いただいた情報について、金融機関の保険募集制限の対象などに該当するかどうかの確認作業に利用させていただくほか、保険募集業務に利用させていただくことがあります。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約・保険金額などが異なる場合があります。

※1 本商品の引受責任は、引受保険会社にあります。

※2 ご加入後、保障内容についての変更をご希望される場合にも、法令などの制限を受けることがあります。

13

お問い合わせ・ご相談などについて

○お問い合わせ・ご相談などについては、巻末をご覧ください。



保険金・給付金などのご請求について

- 1 保険金・給付金などのご請求からお支払いまで
- 2 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために
- 3 保険金・給付金をお支払いできる事例・できない事例

このページは、一般的な保険金や給付金のお支払いについて説明しています。実際のご契約でのお取扱いは、それぞれのご契約内容・約款をご確認ください。

1 保険金・給付金などのご請求からお支払いまで

保険金・給付金などのご請求手続きの流れ

○お支払事由が生じた場合や、お支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合には、当社にご連絡ください。

1

お客さま

当社へのご連絡にあたり、以下をご確認ください。

- ・ 保険証券番号
- ・ 傷病名、手術名
- ・ 契約者名、被保険者名
- ・ 入院日、手術日、死亡日

※ご契約内容やご請求内容によっては、その他の事項を確認させていただく場合があります。

2

お客さま



当社

当社にご連絡ください。

- ・ 当社カスタマーセンター（連絡先は「巻末」をご覧ください。）
- ・ 取扱営業店

3

当社



お客さま

当社からお手続方法をご案内します。

- ・ お手続方法の詳細
- ・ お手続きに必要な書類

4

お客さま



当社

必要書類をご用意、ご提出ください。

- ・ 必要事項をご記入・押印ください。
- ・ 診断書等をご用意ください。

5

当社



お客さま

ご提出いただいた書類を確認し、保険金・給付金などをお支払いします。ただし、ご請求の内容によっては、保険金・給付金などをお支払いできない場合があります。

- ・ ご請求内容を当社で確認します。

※当社または当社の委託会社の担当者が、お客さまとの面談や、医療機関などへの照会をさせていただく場合があります。また、治療の経過・内容、障害の状態、事故の状況などについて、医療機関などへ確認する場合があります。

- ・ ご指定いただいた口座にお支払いします。

6

お客さま

お受取金額をご確認ください。

- ・ お支払内容の明細をお送りしますので、お受取金額をご確認ください。



ご注意

保険金・給付金などのご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますのでご注意ください。

ご請求に際して必要な書類等について

請求書類(※1)	共通書類		個別書類					
	請求書(※2)	保険証券	医師の死亡証明書(※2)(※3)	不慮の事故を証する書類(※4)	医師の診断書(※2)	医師の入院証明書(※2)	被保険者の住民票(※5)	受取人の戸籍抄本・印鑑証明書
請求項目								
災害死亡保険金	○	○	○	○			○	○
障害給付金	○	○		○	○		○	○
保険料払込免除	○	○		○	○			
災害入院給付金	○	○		○	○	○		○
指定代理請求 代理請求	○	○	・普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 ・被保険者の戸籍抄本 ・指定代理請求人または代理人の戸籍抄本・住民票・印鑑証明書 ・被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し					

※1 これら以外の書類の提出を求め、またはこれらの書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

※2 当社所定の様式

※3 当社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書

※4 交通事故証明書など

※5 当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

保険金・給付金などのお支払期限について

○保険金・給付金などは、以下の期限日までにお支払いします。

なお、以下に記載した日数は、請求書類が当社に到着した日(※)の翌日からお支払いまでの日数となります。

①通常の場合		5 営業日
②つぎのいずれかに該当する場合		
☐ お支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ☐ 免責事由に該当する可能性がある場合 ☐ 告知義務違反に該当する可能性がある場合 ☐ 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合		60 日
③上記②を確認するため、特別な照会や調査が必要なつぎの場合		
☐ 医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合 ☐ 災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合		90 日
☐ 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 ☐ 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合		120 日
☐ 契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ☐ 日本国外における調査が必要な場合		180 日

※請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。



保険金・給付金などをお支払いするための上記②③の確認等に際し、契約者、被保険者、保険金・給付金などの受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金などをお支払いしません。

2 保険金・給付金などをもらえなく ご請求いただくために

- ご契約の内容によって、他の保険金・給付金をご請求いただける可能性があります。
- 保険金・給付金などをもらえなくご請求いただくために、**以下の例をご確認ください。**
- 該当する場合、またはご不明な点がございましたら、傷病名や症状などをご確認いただいたうえで、**当社カスタマーセンター**（巻末に記載のお問い合わせ先）**または取扱営業店までお問い合わせください。**

当社で複数のご契約にご加入ではありませんか？

複数の契約

- 複数の契約にご加入の場合、それぞれの契約から保険金・給付金をお支払いできる場合があります。ご加入いただいている契約が他にないかご確認ください。

ご家族名義の契約

- 契約者が異なるが、自分が被保険者になっている契約がある。
- 募集人・代理店が異なるが、複数の契約に加入している。
- 家族として加入している契約がある。
（●●保険夫婦型、●●保険妻子型、家族●●特約、など）

ご請求いただいていない入院・手術・通院・その他の保険金などはありますか？

入院を保障する契約にご加入の場合、

入院したが 未請求

- 入院給付金をご請求いただいていないものはありますか？

医療保険や入院特約など入院保障のある保険種類

手術を保障する契約にご加入の場合、

日帰りで 手術

- 日帰り手術でもお支払いできる場合があります。
- 美容整形手術など、お支払いできない場合もあります。

手術給付金の保障のある保険種類

通院を保障する契約にご加入の場合、

通院したが 未請求

- 入院給付金のご請求をした後、通院給付金のご請求ができる場合があります。

通院給付金の保障のある保険種類

以下の保険・特約にご加入の場合、

がん

脳卒中

こうそく
急性心筋梗塞

●保険金や給付金等をお支払いできる場合があります。

特定疾病保障定期保険
特定疾病保障終身保険

特定疾病保障定期保険特約

三大疾病入院一時金特約

特定疾病前払式終身保険

特定疾病診断給付金特約

●保険料のお払込みが免除になる場合があります。

特定疾病診断保険料免除特約

保険料払込免除特約

以下の特約にご加入の場合、

余命6か月以内
と診断された

●リビング・ニーズ特約保険金をお支払いできる場合があります。

リビング・ニーズ特約

※支払限度額は、死亡保険金額の範囲で、1被保険者につき他
契約と通算して3,000万円です。

※請求回数の限度は、1契約につき1回限りとなります。

※お支払いに際しては、指定保険金額から6か月間の指定保険
金額に対する利息および保険料を差し引きます。

●ターミナルケア保険金をお支払いできる場合があります。

がん死亡特約

※請求金額はがん死亡保険金と同額です。

※お支払いにより、がん死亡特約は消滅します。(がん死亡保険
金のお支払いはありません。)

お亡くなりになる前の入院・手術治療がある場合、

入院
治療中に病院で
亡くなった

手術
した後に亡くなった

●入院給付金や手術給付金をお支払いできる場合があります。

医療保険や入院特約など、入院や手術の保障がある商品に
ご加入いただいている場合は、ご請求が可能な場合がございます。
保険証券でいま一度、保障内容をご確認ください。

3 保険金・給付金をお支払いできる事例・できない事例

この項目は、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。

ご契約（特約）内容等によっては下記と取扱いが異なりますので、実際のご契約での取扱いに関しては約款を必ずご確認ください。

また、記載以外に認められる事実関係などによっても取扱いに違いが生じることがあります。

不慮の事故

【災害死亡保険金・障害給付金・災害入院給付金など】

【不慮の事故を原因とした身体障害の状態】
野球観戦中に、ファールボールが右目を直撃し失明された場合。

約款に定める「不慮の事故」を原因として支払事由に該当するため、保険金・給付金をお支払いできます。

お支払い
できます

【不慮の事故ではなく疾病を原因とした身体障害の状態】

糖尿病を原因とした「糖尿病性網膜症」により両眼失明された場合。

約款に定める「不慮の事故」を原因として支払事由に該当しないため、保険金・給付金をお支払いできません。

お支払い
できません



災害死亡保険金や障害給付金などは、責任開始期以後に発生した約款に定める不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に約款に定める支払事由に該当された場合について、原則としてお支払対象としています。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

保険金・給付金の免責【災害死亡保険金・災害入院給付金など】

【被保険者の不注意】

居眠り運転をして路上の電柱に衝突し、死亡された場合。

【軽度の酒酔い状態での事故】

酒に酔って横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ死亡された場合。

【所定の運動に該当しない運動中の事故】

トレッキング中、足をすべらせて登山道から道を踏み外し、転落して死亡された場合。

【その他】

交通事故を原因とした「骨折」により入院された場合。

約款に定める「免責事由」には該当しないため、保険金・給付金をお支払いできます。

お支払い
できます

【被保険者の重大な過失】

危険であることを十分認識できる状況にありながら、高速道路を逆走して対向車と衝突し死亡された場合。

【泥酔状態を原因とする事故】

泥酔して道路上で寝込んでいるところを車にはねられて死亡された場合。

【所定の運動中の事故】

スカイダイビングを行っていたところ、パラシュートがうまく開かず、地面に激突して死亡された場合。

【その他】

交通事故を原因とした「むちうち症」により入院された場合。

約款に定める「免責事由」に該当するため、保険金・給付金をお支払いできません。

お支払い
できません



ご契約（特約）により、災害死亡保険金や災害入院給付金などをお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合、保険金・給付金をお支払いできません。

〔一般的にお支払いできない例〕

- 保険契約者、被保険者の故意または重大な過失による場合
- 被保険者の精神障害を原因とする場合
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする場合
- ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故による場合
- 原因の如何を問わず、頸肩腕症候群（「むちうち症」を含む。）または腰痛で他覚所見のないものを原因とする場合

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

所定の身体障害の状態【障害給付金】

交通事故が原因で、片目の視力を全く永久に失った（矯正視力について測定し、視力が0.02以下になって回復の見込みがない）場合。

約款に定める身体障害の状態に該当するため、障害給付金をお支払いできます。

お支払い
できます

業務中、プレス機械の誤操作により、右手の人差し指を切断してしまった場合。

約款に定める身体障害の状態には該当しないため、障害給付金をお支払いできません。

お支払い
できません



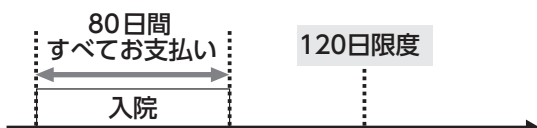
障害給付金は、原則として、ご契約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として約款所定の身体障害の状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の身体障害の状態に該当しない場合にはお支払いできません。なお、障害給付金の支払対象となる約款所定の身体障害の状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なる場合があります。

詳しくはご契約のしおり・約款の別表「障害給付割合表」をご覧ください。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。

支払限度日数（120 日型の場合）【災害入院給付金】

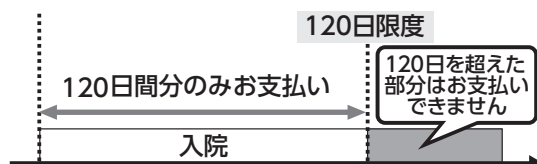
だいたいこつ
「大腿骨骨折」で80日間入院された場合。



80日間すべてお支払いできます。

お支払い
できます

「大腿骨骨折」で150日間入院された場合。



支払限度日数の120日までお支払いできますが、120日を超えた部分はお支払いできません。

お支払い
できません



災害入院給付金をお支払いする長期傷害用災害入院特約は、1回の入院に対してお支払いできる限度日数が約款で定められているため、その日数を超えた部分の入院については、お支払いできません。

※ご契約の保険種類・ご加入時期によって取扱いが異なる場合があります。



ご契約のしおり

目的別 I N D E X

◆ご契約にあたって

Q：告知について知りたい

⇒

ご契約に際し、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴などを
おたずねいたします。

→ 詳しくは 11 ページをご覧ください。

Q：いつから保障が始まるのか知りたい

⇒

注意喚起情報「保障の開始時期（責任開始期）について」
に説明を記載しています。

→ 詳しくは 12 ページをご覧ください。

Q：申し込みを撤回したい（クーリング・
オフ制度）

⇒

15 日以内であれば、書面によりお申し込みの撤回または
ご契約の解除ができます。

→ 詳しくは 10 ページをご覧ください。

Q：保険用語の意味がわからない

⇒

保険料と保険金など、主な保険用語をご説明します。

→ 詳しくは 34 ページをご覧ください。

Q：この保険の特徴・保障内容を知りたい

⇒

保障ごとのお支払いの条件（お支払事由）などをご説明し
ます。

→ 詳しくは 48 ページをご覧ください。

◆保険金・給付金などのお支払いについて

Q：保険金・給付金などを請求したい
本人が請求できない場合はどうした
らよいのか

⇒

所定の書類の準備・ご記入・ご提出が必要です。
あらかじめ指定された方による代理請求ができます。

→ 詳しくは 20 ページ・52 ページをご覧ください。

Q：保険金・給付金などが受け取れない
ケースについて知りたい

⇒

免責事由に該当した場合など、保険金・給付金などを受け
取れないことがあります。

→ 詳しくは 12 ページ・51 ページをご覧ください。

◆保険料のお払込みについて

Q：保険料の払込方法を変えたい

⇒

回数（月払・年払など）・経路（口座振替扱など）を変更することができます。

→ 詳しくは巻末・54ページをご覧ください。

Q：保険料の払込期限について知りたい
期限を過ぎるとどうなるのか

⇒

注意喚起情報およびご契約のしおりの「保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について」に説明を記載しています。
なお、保険料の払込期限を過ぎるとご契約は効力を失うことがあります。

→ 詳しくは13ページ・54ページをご覧ください。

Q：保険料の負担を減らしたい

⇒

保障の額を減らすなど、保険料の負担を軽減できます。

→ 詳しくは58ページをご覧ください。

◆ご契約後のお手続きについて

Q：契約を解約したい

⇒

ご契約はいつでも解約できます。

→ 詳しくは巻末・14ページをご覧ください。

Q：保険に関する税金について知りたい

⇒

受け取る保険金・給付金により、課税される場合と非課税となる場合があります。

→ 詳しくは65ページをご覧ください。

Q：住所や名前が変わった

⇒

変更のお手続きが必要となります。まずは当社へのご連絡をお願いいたします。

→ 詳しくは巻末をご覧ください。



主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明

か	かいやくへんれいきん 解約返戻金	ご契約を解約された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
	かぶしきがいしゃ 株式会社	株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、社員（構成員）として会社の運営に参加することはできません。
	きゅうふきん 給付金	入院されたときなどにお支払いするお金のことです。
	けいやくおうとうび 契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことです。月単位、半年単位の契約応当日といったときは、各々毎月、半年ごとの契約日に相当する日をさします。
	けいやくしゃ 契約者	当社と保険契約を結びご契約上のいろいろな権利（契約内容変更などの請求権）と義務（保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
	けいやくねんれい 契約年齢	被保険者の契約年齢は満年齢で計算します。 (例) 24歳7か月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
	けいやくび 契約日	通常は責任開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法などにより契約日と責任開始期が異なる場合があります。
さ	こくちぎむ こくちぎむいはん 告知義務と告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の傷病歴など当社がおたずねする重要なことがらについて当社に報告していただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
	しっこう 失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることです。
	していだいりせいきゅうにん 指定代理請求人	保険金・給付金などの受取人が保険金・給付金などを請求できない特別な事情があるときに備えて、ご契約者が被保険者の同意を得て、受取人の代理人としてあらかじめ指定した人のことをいいます。
	しゅけいやく とくやく 主契約と特約	生命保険のベースとなる部分で、約款のうち普通保険約款に記載されているご契約内容を主契約といいます。 特約は普通保険約款とは別に記載されています。特約は主契約の保障内容をさらに充実させることなどを目的に、主契約に付加するものです。
	せきにんかいしき び 責任開始期（日）	申し込まれたご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	せきにんじゅんびきん 責任準備金	将来の保険金などをお支払いするために、保険料のなかから積み立てられるものをいいます。
	ぜんきばらい 全期払	保険料の払込方法のひとつで、保険期間満了まで保険料を払い込む方法のことです。

た	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料 じゅうとうきん そとうがく 充当金 (相当額)	お申込時にお払込みいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料の はらいこみぎげつ 払込期月	「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料をお払込みいただく月のことで、主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日までをいいます。
	だいいっかいほけんりょう 第1回保険料の ゆうよきかん 猶予期間	「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込みを猶予する期間のことで、第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日までをいいます。
は	はらいこみぎげつ 払込期月	第2回以後の保険料をお払込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える契約応当日の属する月の初日から末日までをいいます。
	ひほけんしゃ 被保険者	生命保険の対象として保険がつけられている人のことをいいます。
	ふっかつ 復活	いったん失効した契約をもとの状態にもどすことをいい、失効後3年以内であれば申し込むことができます。この場合、告知とお払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込みが必要となります。 ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
	ほけんきん 保険金	被保険者の死亡のときなどにお支払いするお金のことです。
	ほけんきんうけとり 保険金受取人	保険金を受け取る人のことをいいます。
	ほけんしょうけん 保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。保険金・給付金のご請求など、ご契約に関わる各種お手続きの際に必要となります。
	ほけんりょう 保険料	ご契約者にお払込みいただくお金のことです。
や	やつかん 約款	ご契約から消滅までのご契約内容を記載したものです。
	ゆうよきかん 猶予期間	第2回以後の保険料のお払込みを猶予する期間のことで、月払契約は払込期月の翌月初日から末日まで、年払・半年払契約は払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までをいいます。



お願いとお知らせ

1 お申し込みの際して

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で正確に記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名（法人の場合は記名・押印）をお願いします。
- 第1回保険料に相当する金額をお払込みいただく際は、当社の指定する口座にお振込みください。なお、当社の生命保険募集人※1にお払込みいただく場合には、必ず当社所定の第1回保険料充当金・保険料領収証（当社の社名、当社の社印が印刷されたもの）をお受け取りください。
- お申し込みいただいた後でも、一定期間内であれば、これを撤回できるクーリング・オフ制度があります。※2
- 現在のご契約の解約等を前提としてお申し込みになる場合には、そのデメリットについてあらかじめご確認ください。※3
- ご契約をお引き受けしますと、当社は、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申し込みの際の内容と違ってないかどうかもう一度よくお確かめください。もし違っているときは、お手数ですが最寄りの支社または本社にご連絡願います。また、「保険証券」は、保険金・給付金請求等のご契約に関わる各種お手続きの際に必要となりますので、大切に保管してください。
- 当社または当社の委託会社の確認担当者が、ご契約のお申し込み後または保険金・給付金など（保険料のお払込みの免除を含みます。以下同じ）のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。※4

※1 当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

※2 注意喚起情報「お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について」をご覧ください。

 参照 P. 10

※3 注意喚起情報「現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて」をご覧ください。

 参照 P. 14

※4 この場合、保険金・給付金などのお支払いの可否については、その後に決定させていただきます。

2 保険契約の締結について

- 当社の生命保険募集人※1は、お客さまと当社の保険契約締結の「媒介」をさせていただきます。
- 保険契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

※1 当社社員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

「媒介」 →当社※2はこちらに該当します	生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
「代理」 →当社は該当しません	生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

※2 当社の生命保険募集人の身分・権限等に関しまして、ご確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは「裏表紙」に記載の本社代表電話番号までお問い合わせください。

 参照 裏表紙

3 生命保険契約者保護機構について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

○保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

○保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

○保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません）。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定）。

※2 高予定利率契約とは、破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率※1を超えていた契約を指します※2。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率

$$= 90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$$

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

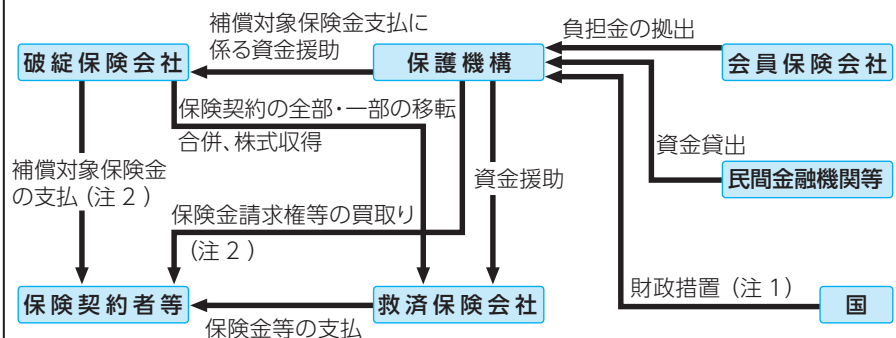
○なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 基準利率は、生命保険各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

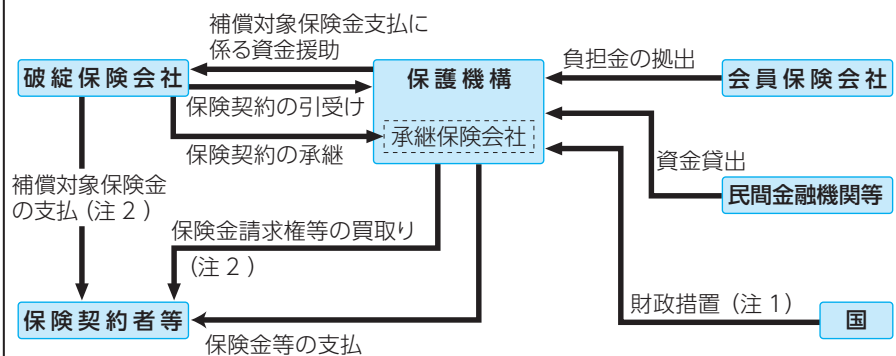
※2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

〈仕組みの概略図〉

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成34年(2022年)3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前ページ*2に記載の率となります。)

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

<生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先>

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

受付時間 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

4 業務または事務の委託について

- 当社は、業務または事務の一部を損害保険ジャパン日本興亜株式会社に委託しております。
- 申込書、告知書、変更依頼書、保険金・給付金等請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を、業務の代理または事務の代行を遂行するうえで必要な範囲で、損害保険ジャパン日本興亜株式会社が知ることがあります。

5 取引時確認に関するお客さまへのお願い

- 当社では、犯罪収益移転防止法※1に基づき、お客さまが生命保険契約の締結等をする際、お客さまの本人特定事項※2、取引を行う目的、職業または事業の内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者の確認を行っております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。
- ご契約締結や各種お手続きの際にこれらの確認をとらせていただいたお客さまにつきましては、その後に本人特定事項や職業等に変更が生じた場合、当社までご連絡ください。

※1 犯罪による収益の移転防止に関する法律

※2 氏名、住所、生年月日等



個人情報等の
取扱いについて

個人情報等の取扱いについて

6 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

○お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

○当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます。）、生命保険協会加盟の他の各生命保険会社※1および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引き受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」※2に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

○保険契約等のお申し込みがあった場合、当社は、生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申し込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引き受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引き受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間※3とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引き受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

登録事項※4

- ①保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- ②死亡保険金額・災害死亡保険金額・遺族年金の年金現価
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日（復活日、増額日、特約の中途付加日）
- ⑤取扱会社名

○当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。ご契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。

また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社お客さま相談室※5にお問い合わせください。

※1 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「会員会社」をご覧ください。

※2 全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。

※3 被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間。

※4 正確な情報の把握のため、契約および申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。また、登録事項において、保険契約者、被保険者、（災害）死亡保険金、遺族年金の年金現価、入院給付金、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、（災害）死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

※5 電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

7

支払査定時照会制度について

○保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

○当社は、一般社団法人生命保険協会（以下「生命保険協会」といいます）、生命保険協会加盟の各生命保険会社※1、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

○保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

相互照会事項※2

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

○当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。各手続きの詳細については、当社お客さま相談室※3にお問い合わせください。

※1 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名については、生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「会員会社」をご覧ください。

※2 相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※3 電話番号 0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

8 個人情報の取扱いについて

以下の方針に基づき、適正な取扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本契約に関する個人情報をつぎの目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供
- ④当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等

2. 第三者への提供および第三者からの取得

当社は、つぎの場合に本契約に関する個人情報を第三者に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関などの関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場合
(再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。)
- ③法令に基づく場合
- ④当社の業務上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤当社の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度※1および支払査定時照会制度※2に基づき、他の生命保険会社、共済、(一社)生命保険協会との間において共同利用を行う場合

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

当社は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取扱い

当社は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

当社の個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等については当社ホームページ※3をご覧ください。当社お客さま相談室※4までお問い合わせください。

※1 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」については、「契約内容登録制度・契約内容照会制度について」をご覧ください。

 参考 P. 44

※2 「支払査定時照会制度」については、「支払査定時照会制度について」をご覧ください。

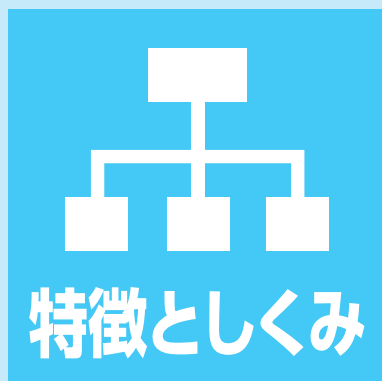
 参考 P. 45

※3 「巻末」をご覧ください。

 参考 巻末

※4

電話番号 0120-100-127
(土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く)



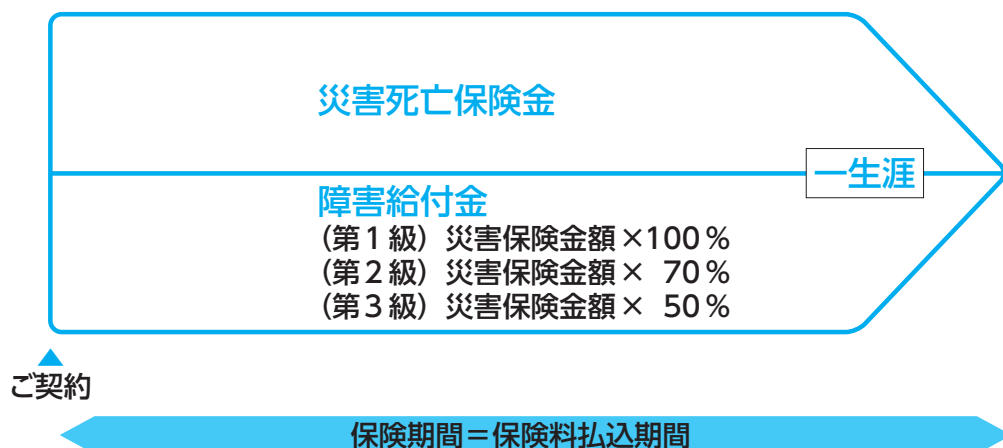
特徴としくみについて

9 特徴としくみ

長期傷害保険（I型）の特徴

1. 一生涯を通して保障が続きますので、いつまでも安心です。
2. 不慮の事故または所定の感染症により死亡されたとき、災害死亡保険金をお支払いします。
3. 不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当されたとき、障害給付金をお支払いします。
4. 長期傷害用災害入院特約により、不慮の事故または所定の感染症による入院に対する医療保障も確保できます。

しくみ図



保険金・給付金のお支払い

○つぎの場合、保険金・給付金をお支払いします。

お支払いする保険金・給付金	お支払額	受取人
お支払事由		
災害死亡保険金		死亡保険金受取人
不慮の事故※1または所定の感染症※2による死亡	災害保険金額	
障害給付金	障害給付割合表※4に定める給付割合を乗じて得た金額	被保険者
不慮の事故※1により所定の身体障害の状態※3に該当	第1級 100% 災害保険金額 × 第2級 70% 第3級 50%	

○災害死亡保険金については、つぎのとおりです。

- 責任開始期以後に発生した不慮の事故※1または発病した所定の感染症※2を直接の原因としてお支払事由に該当されたとき、お支払いします。
(ただし、不慮の事故を原因とする場合、不慮の事故が発生した日から起算して180日以内の死亡に限ります。)
- 同一の不慮の事故※1により、すでに支払った障害給付金または支払うべき障害給付金がある場合には、その額を差し引いてお支払いします。

○障害給付金については、つぎのとおりです。

- 責任開始期以後に発生した不慮の事故※1による傷害を直接の原因としてその事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたとき、お支払いします。
- 支払割合を通算して災害保険金額の100%を限度とします。
なお、障害給付金の支払割合が通算して100%に達した場合には、この保険契約は消滅します。
- ご契約者が法人かつ死亡保険金受取人のとき、障害給付金の受取人は被保険者ではなくご契約者としてします。



被保険者が不慮の事故または所定の感染症以外で死亡されたとき、この保険契約は消滅し、当社は責任準備金（ご契約者の故意または重大な過失によるときは解約返戻金）をご契約者にお支払いします。



この保険は、不慮の事故および所定の感染症に対する保障に特化した商品ですので、疾病等による死亡・入院等は保障されません。

保険料のお払込みの免除

○つぎの場合、次期以降の保険料のお払込みを免除します。

保険料払込免除事由	免除する保険料
不慮の事故※1により所定の障害状態※5に該当	次期以降の保険料 (主契約に付加されている特約の保険料も含まれます。)

○責任開始期以後に発生した不慮の事故※1を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に所定の障害状態※5に該当したとき、保険料のお払込みを免除します。

※1 別表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

参照 P. 98

※2 別表「対象となる感染症」をご覧ください。

(例：腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 等)・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス等)

参照 P. 114

※3 ※4 別表「障害給付割合表」をご確認ください。

参照 P. 99

※5 別表「対象となる障害状態」をご覧ください。

参照 P. 104

10 特約の保障内容

長期傷害用災害入院特約（I型）

○つぎの場合、給付金をお支払いします。

お支払いする給付金	お支払額	受取人
お支払事由		
災害入院給付金	災害入院給付金日額 × 入院日数	被保険者
不慮の事故 ※1 または所定の感染症 ※2 による継続2日以上入院		

- 1回の入院についてのお支払い限度は120日まで、通算1,000日まで保障します。
- 責任開始期以後に発生した不慮の事故 ※1 または発病した所定の感染症 ※2 を直接の原因としてお支払事由に該当されたとき、お支払いします。
(ただし、不慮の事故を原因とする場合、不慮の事故が発生した日から起算して180日以内に開始した入院に限ります。)
- ご契約者が法人かつ主契約の死亡保険金受取人のとき、災害入院給付金の受取人は被保険者ではなくご契約者としてします。

※1 別表「対象となる不慮の事故」をご覧ください。

 参照 P. 98

※2 別表「対象となる感染症」をご覧ください。

(例：腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス等)

 参照 P. 114

11 免責事由などについて

保険金・給付金などの免責事由

○免責事由に該当した場合、保険金・給付金などはお支払いできません。

保険金・給付金など	免責事由 ※1
災害死亡保険金 障害給付金 保険料払込免除 (所定の障害状態) 災害入院給付金	①ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為または闘争行為 ③被保険者の精神障害を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑧⑦以外の放射線照射または放射能汚染 ⑨原因の如何を問わず、頸肩腕症候群（「むちうち症」を含みます。）または腰痛で他覚所見のないもの ⑩つぎのいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 被保険者が所定の運動等 ※2 を行っている間 イ. 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間（自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた事故は除きます。） ウ. 被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）に搭乗している間（被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。） ⑪死亡保険金受取人の故意または重大な過失 ※3 ただし、その方が災害死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。

保険金・給付金の削減など

○地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数によっては、保険金・給付金を削減してお支払いするか、お支払いしない場合があります。また、保険料払込免除については、保険料のお払込みを免除しないことがあります。

※1 免責事由に該当し災害死亡保険金が支払われないときには、責任準備金（⑪に該当する場合は、支払われない災害死亡保険金に対応する額）をご契約者に支払います。ただし、ご契約者の故意または重大な過失による場合は、解約返戻金をご契約者に支払います。

※2 別表「免責事由の対象となる運動等」をご覧ください。

🔍 参照 P. 103

※3 災害死亡保険金の場合に限ります。

12 指定代理請求特約について

○被保険者が受取人となっている保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合で、被保険者が保険金・給付金などをご請求できない特別な事情※1があると当社が認めたときは、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。

○ご請求手続きを円滑に行うことができますので、この特約の付加をお願いいたします。

対象となる保険金・給付金など

- ①被保険者と受取人が同一人である保険金・給付金など
- ②被保険者と保険契約者が同一人である保険料のお払込みの免除

指定代理請求人の指定・変更

○指定代理請求人はつぎのうちから1名をあらかじめ指定してください。※2

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の3親等内の親族

指定代理請求人が死亡されている場合など

○指定代理請求人が請求時において、「死亡もしくは指定代理請求人（上記①、②）の範囲外である場合」または「ご請求できない特別な事情がある場合」は、つぎの方が保険金・給付金などを請求することができます。

- ①請求時に被保険者と同居・同一生計の死亡保険金受取人
- ②（①に該当する者がいない場合または①に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合）
請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の戸籍上の配偶者
- ③（①、②に該当するものがいない場合または①、②に該当する者が代理請求をできない特別な事情がある場合）
請求時に被保険者と同居・同一生計の被保険者の3親等内の親族



ご注意

故意に保険金・給付金などの支払事由を生じさせた者または故意に受取人を保険金・給付金などを請求できない状態に該当させた者は代理請求を行うことができません。



ご注意

指定代理請求人・代理請求人に保険金・給付金などをお支払いした後に請求を受けても重複してお支払いしません。



ご注意

代理請求をされることにより、被保険者がそのご請求の理由を知る可能性がありますので、ご請求に際してはご注意ください。

※1 特別な事情とはつぎのようなものをいいます。

- ・被保険者が保険金・給付金などの請求を行う意思表示が困難な状態である
- ・被保険者本人が病名の告知を受けていないなど

※2 保険金・給付金などの受取人が法人である場合は、この特約による指定代理請求人を指定できません。



保険料について

13 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について

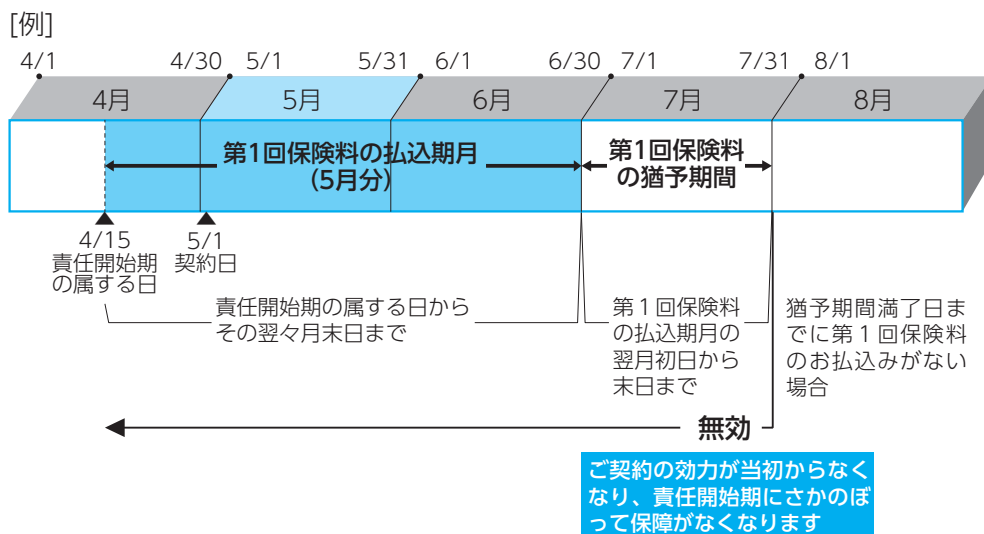
保険料の払込方法（経路）

口座振替扱、団体扱※1、送金扱※2があります。

保険料の払込方法（回数）と払込期月・猶予期間・契約の失効

○保険料は所定の払込期月内にお払込みください。お払込みには一定の猶予期間がありますが、その猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加した場合の第1回保険料のお払込み※3

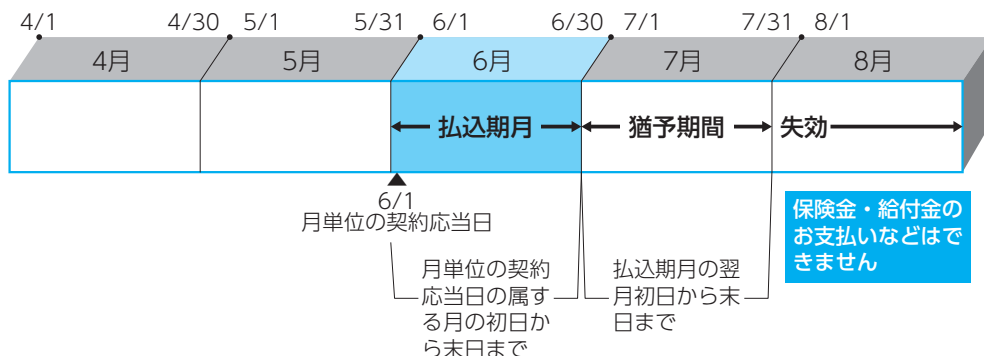


○第1回保険料のお払込みがなくご契約が無効となった場合、新たなご契約のお申し込みに際し、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。※4

第2回以後の保険料のお払込み

○月払：毎月1回お払込みいただく方法です。

[例] 契約日が5月1日の場合



ご注意 「責任開始期に関する特約」を付加する場合、保険料の払込方法（経路）は「口座振替扱」となります。

※1 勤務先団体を經由してお払込みいただく方法です。

※2 当社から払込案内をお送りし、同封の郵便振替用紙にてお払込みいただく方法です。月払は取り扱っていません。

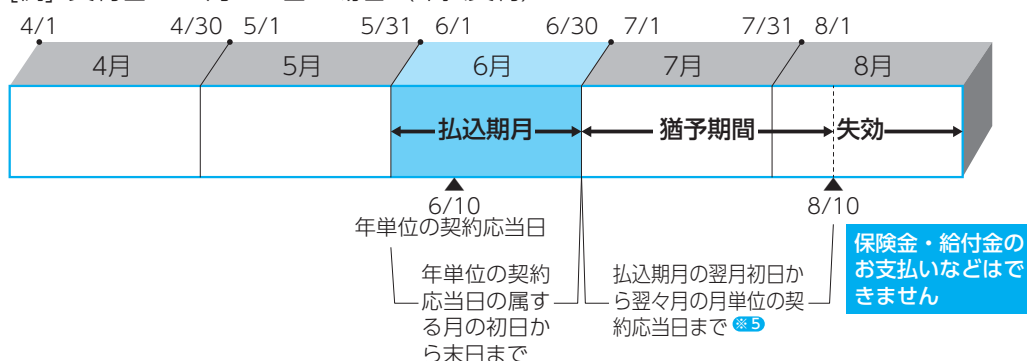
ご注意 万一払込期月中に払込案内が届かなかったり、また振替日に預金口座から振替できなかったりした場合には、お手数でも最寄りの支社または本社までご連絡ください。

※3 「責任開始期に関する特約」を付加した場合に限ったお取扱いです。

※4 第1回保険料のお払込みがなくご契約を解約された場合も同様です。

○年払または半年払：年1回（半年払は年2回）の当社所定の期間内にお払いいただく方法です。

[例] 契約日が6月10日の場合（年払契約）



※5 契約応当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。



ご契約が失効すると、お払いいただけなかった期間の保険料を入金されても、保障は再開されません。つぎの復活の項をご覧ください。

復活

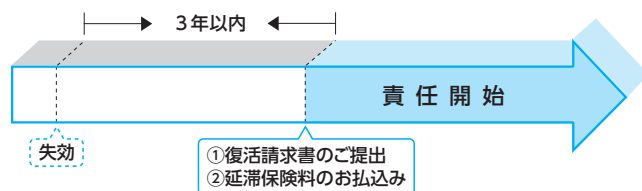
○失効から3年以内であれば、以下の手続きでご契約を復活できる場合があります。

○手続き内容

- ①復活請求書・告知書（健康状態などの告知）の提出
- ②お払込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料（延滞保険料）のお払込み

○復活を承諾した場合の責任開始時期

ご契約の復活を当社が承諾した場合にはその旨通知します。この場合、延滞保険料を受け取った時（告知前に受け取ったときは、告知の時）から保険契約上の責任を開始します。



【ご注意】 第1回保険料が猶予期間満了日までに払い込まれないことによりご契約が無効になった場合は、ご契約が失効した場合と異なり、ご契約の復活はお取り扱いしません。



健康状態などによっては、復活をお断りすることがあります。

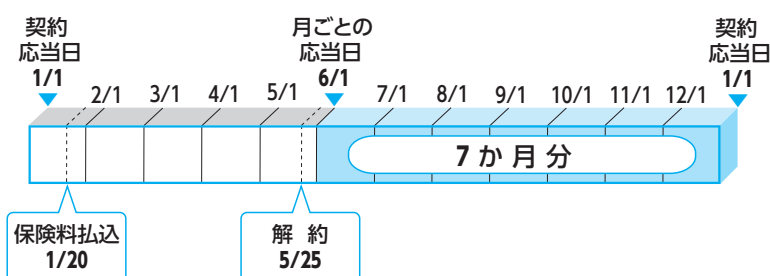
年払・半年払で保険料のお払込みが不要となった場合

○年払・半年払の場合※6、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約が消滅※7したり、保険料のお払込みが不要となった場合、つぎの額をお支払いします。

すでに払い込まれた保険料※8のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以降に対応する保険料相当額（1か月未満の端数は切り捨て）

【年払契約を解約した場合の例】

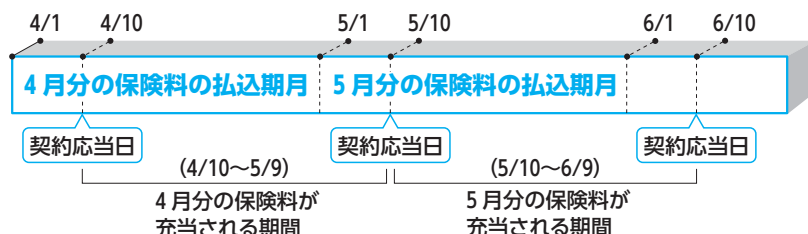
1月20日に年払保険料を払い込んだ後、5月25日に解約
⇒保険料のお払込みが不要となった5月25日の翌日以降、最初に到来する月ごとの応当日は6月1日です。よって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



保険金・給付金などのお支払事由や保険料払込免除事由が発生した場合の保険料の充当について

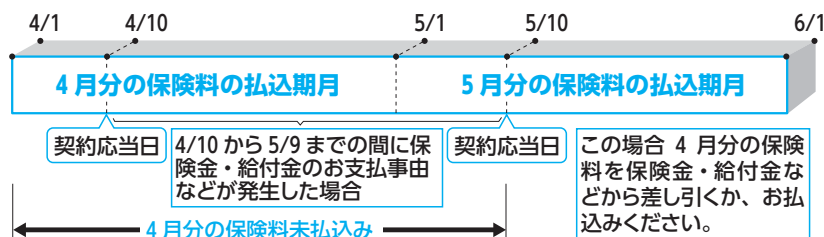
○保険料は毎払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

（月払契約の場合の例）



○保険金・給付金などのお支払事由または保険料払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、保険金・給付金などのお支払いのときはその未払込みの保険料を保険金・給付金などから差し引き、保険料のお払込みの免除のときはその未払込みの保険料をお払込みください。

（月払契約の場合の例）



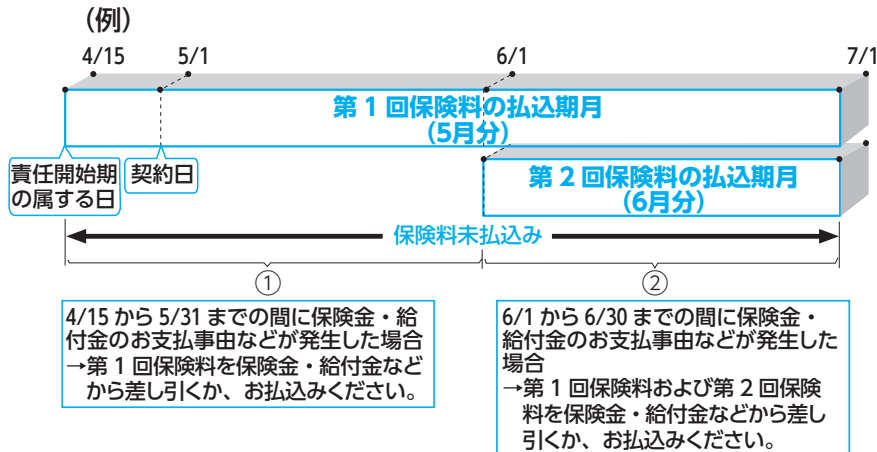
※6 月払のご契約は、このお取扱いはありません。

※7 ご契約または付加されている特約の解約や減額、保険金などの支払いによる消滅等を含みます。

※8 保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

○「責任開始期に関する特約」を付加した月払契約で、第1回保険料をお支払いいただく前に、保険金・給付金などのお支払事由や保険料払込免除事由が発生した場合には、つぎのようなお取扱いとなります。

- ・下図の①の期間中に保険金・給付金などのお支払事由が発生した場合、第1回保険料を保険金・給付金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料をお支払いください。
- ・下図の②の期間中に保険金・給付金などのお支払事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料を保険金・給付金などから差し引き、保険料払込免除事由が発生した場合、第1回保険料および第2回保険料をお支払いください。



14 保険料のお払込みが困難になられたとき

保険料のお払込みが困難になられた場合でも、ご契約を有効に継続できる方法があります。

保険料の自動振替貸付※1

取扱内容

- 保険料のお払込みの猶予期間が満了する日に保険料相当額を貸付け、未払込分の保険料に充当します。
- 貸付できる金額は、解約返戻金の範囲内です。
- 当社所定の利率※2で計算した利息（複利計算）をいただきます。
- 自動振替貸付をご希望になる場合には、書面で最寄りの支社または本社へお申し出ください。



ご注意

「自動的に貸付が行われ、貸付金がお客さまの手元に届くことがない」という特徴がありますので、当社から発送する自動振替貸付に関連するお知らせはがきなどで、貸付内容などをご確認ください。



ご注意

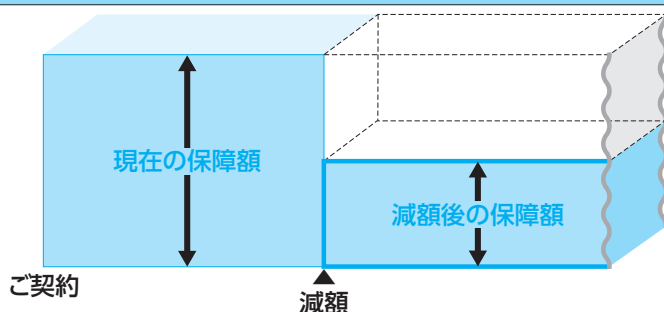
貸付金を返済されなくてもご契約は継続されますが、貸付利息は複利で増加し続けますので、早めのご返済をお勧めします。

貸付金超過による失効

- 貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるとときは、その旨をご契約者に通知いたしますので、当社所定の金額をお払込みください。通知した日の属する月の翌月末日までにお払込みがない場合には、この期日の翌日からご契約は効力を失います。

保険金額の減額

取扱内容



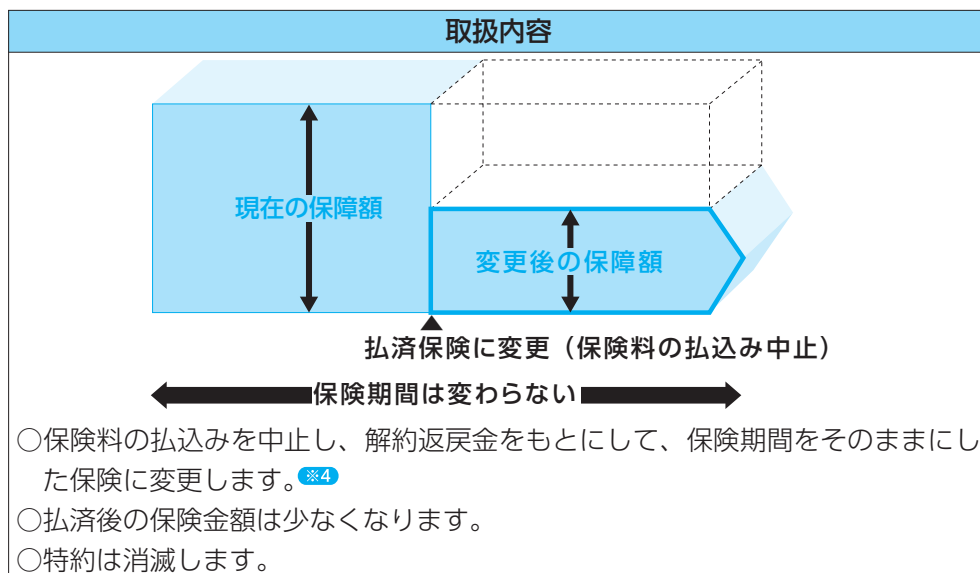
- 保険金額を減額して、以後の保険料を少なくします。※3
- 減額部分は解約したものとして扱い、解約返戻金があればお支払いします。

※1 自動振替貸付をご希望される旨あらかじめお申し出いただいている場合に、このお取扱いをします。

※2 利率は金利水準などによって変動します。利率については、当社ホームページをご覧ください。

※3 当社の定める限度を下まわる減額はできません。

払済保険への変更



※4 払済保険金額が当社の定める限度を下回る場合はお取り扱いできません。



ご契約後について

15 債権者等による解約と受取人によるご契約の存続について

債権者等による解約

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

保険金・給付金の受取人によるご契約の存続

解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、1. の受取人が2. の手続きを行うことで、ご契約を存続させることができます。

1. 次のすべてを満たす保険金または給付金の受取人
 - ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②ご契約者でないこと
2. 必要な手続き
 - ①ご契約者の同意を得る
 - ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払う
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知する（当社への通知についても期間内に行うこと）

16 被保険者によるご契約者への解約の請求について

被保険者のご契約者が異なるご契約の場合、次の事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または受取人が当社に保険給付を行わせることを目的としてお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者のご契約者または受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

17 契約者に対する貸付について

契約者貸付

- 解約返戻金の一定の範囲内で必要資金をご用立てします。（貸付金は本社から口座振込の方法でお支払いします。）
- この場合、貸付金には当社所定の利率※1で計算した利息（複利計算）がつきます。

貸付金超過による失効

- 貸付金の元利合計額が解約返戻金額を超えるとときは、その旨をご契約者に通知いたしますので、当社所定の金額をお払込みください。通知した日の属する月の翌月末日までにお払込みがない場合には、この期日の翌日からご契約は効力を失います。

※1 利率は金利水準などによって変動します。利率については、当社ホームページをご覧ください。

18 保障内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法があります。※1

方法	追加契約
しくみ	○現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ○ご契約は2件になります。
図解	
保険料	○追加加入時の年齢・保険料率により、新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払込みいただきます。

※1 ご利用の際は、現在のご契約の内容により、所定の条件を満たすことが必要です。詳しくは、当社の支社または本社までご相談ください。



あらためて被保険者の同意および診査（または告知）が必要です。健康状態によっては、ご利用できない場合があります。

19 保険金受取人の変更について

死亡保険金受取人の変更

○ご契約者は災害死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、保険金受取人を変更することができます※1。変更される場合には、当社へご通知ください。

※1 被保険者の同意が必要です。

遺言による死亡保険金受取人の変更

○ご契約者は災害死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金受取人を変更することができます※2。この場合、ご契約者が亡くなった後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。

※2 被保険者の同意がなければ受取人変更の効力は生じません。



当社が通知を受ける前に変更前の保険金受取人に災害死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の保険金受取人から災害死亡保険金の請求を受けても、当社はこれをお支払いしません。

死亡保険金受取人が死亡された場合

○新しい保険金受取人に変更する手続きが必要ですので、すみやかに当社へご連絡ください。

○保険金受取人が亡くなった時以後、保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、保険金受取人の死亡時の法定相続人が保険金受取人となります。※3

※3 保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等とします。

20 生命保険と税金について

保険金・給付金の税法上のお取扱い

災害死亡保険金の場合

保険金にかかる税金はご契約者・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって異なります。

契約内容	契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	 夫	 夫	 妻	相続税
受取人がご契約者自身の場合	 夫	 妻	 夫	所得税 (一時所得)
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	 夫	 妻	 子	贈与税

※所得税の課税対象になるときは、住民税の課税対象にもなります。

生命保険金の非課税扱

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
災害死亡保険金 (ご契約が2件以上の場合は合計します)	下記①②をともに満たす場合 ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された死亡保険金受取人が、 そのご契約者の相続人にあたる 場合	500万円 × 法定相続人数

給付金の非課税扱

対象となる給付金	条件	非課税扱の範囲
障害給付金 災害入院給付金	受取人が主契約の被保険者、その 配偶者もしくはその直系血族、ま たは生計を一にするその他の親族	全額

ご注意 税務の取扱い等については、平成29年10月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。



約 款

長期傷害保険普通保険約款目次

この保険の趣旨

1. 保険契約の型

第1条（保険契約の型）

2. 責任開始期

第2条（責任開始期）

3. 保険金の支払

第3条（保険金および給付金の支払）

第4条（保険金および給付金の削減支払）

第5条（障害給付金の給付限度）

第6条（災害高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

第7条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）

4. 保険料の払込の免除

第8条（保険料の払込の免除）

第9条（保険料の払込を免除しない場合）

第10条（保険料の払込の免除の請求手続）

5. 保険料の払込

第11条（保険料の払込）

第12条（保険料の払込方法〈経路〉）

第13条（保険料の前納または一括払）

6. 猶予期間および保険契約の失効

第14条（猶予期間および保険契約の失効）

第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

7. 保険契約の復活

第16条（保険契約の復活）

8. 解約および返戻金

第17条（解約）

第18条（返戻金）

第19条（保険金または給付金の受取人による保険契約の存続）

9. 契約内容の変更

第20条（保険料払込方法〈回数〉の変更）

第21条（保険期間または保険料払込期間の変更）

第22条（払済保険への変更）

第23条（災害保険金額の減額）

第24条（原保険契約への復旧）

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

11. 告知義務および保険契約の解除

第26条（告知義務）

第27条（告知義務違反による解除）

第28条（保険契約を解除できない場合）

第29条（重大事由による解除）

12. 保険契約の自動更新

第30条（保険契約の自動更新）

13. 保険金の受取人

第31条（保険金の分割割合）

第32条（受取人の代表者）

第33条（受取人の変更）

第34条（遺言による受取人の変更）

14. 保険契約者

第35条（保険契約者の代表者）

第36条（保険契約者の変更）

15. 保険契約者の住所の変更

第37条（保険契約者の住所の変更）

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第38条（被保険者の業務の変更等の場合）

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第39条（契約年齢の計算）

第40条（契約年齢または性別の誤りの処理）

18. 契約者配当

第41条（契約者配当）

19. 時効

第42条（時効）

20. 保険金の支払方法の選択

第43条（保険金の支払方法の選択）

21. 契約内容の登録

第44条（契約内容の登録）

22. 管轄裁判所

第45条（管轄裁判所）

23. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第46条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）

24. 保険料の自動振替貸付に関する特則

第47条（保険料の自動振替貸付）

25. 保険契約者に対する貸付に関する特則

第48条（保険契約者に対する貸付に関する特則）

長期傷害保険普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が不慮の事故または感染症によって死亡し、もしくは高度障害状態になった場合には所定の保険金を支払い、また、不慮の事故によって身体に障害を受けた場合には所定の障害給付金を支払うことを主な内容とした保険です。

1. 保険契約の型

第1条（保険契約の型）

- 1 保険契約者は、保険契約締結の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

保険契約の型	保険金および給付金の種類
I 型	(1) 災害死亡保険金 (2) 障害給付金
II 型	(1) 災害死亡保険金 (2) 災害高度障害保険金

- 2 前項で選択した保険契約の型は、以後変更できません。

2. 責任開始期

第2条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 保険契約の申込を承諾した後に、第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 第1回保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合	第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 2 前項により、会社の責任が開始される日を契約日とします。
- 3 会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、前項の契約日を記載します。

3. 保険金の支払

第3条（保険金および給付金の支払）

- 1 この保険契約において支払う保険金および給付金はつぎのとおりです。

保険金 および 給付金 の種類	保険金および給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
災害死亡保険金	つぎのいずれかを直接の原因として被保険者が保険期間中に死亡したとき (1) 責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧が行なわれた場合の災害保険金額の増額分については最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表1）（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内の死亡に限ります。） (2) 責任開始期以後に発病した別表12に定める感染症（以下「感染症」といいます。）	災害保険金額	死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内の保険期間中に身体障害の状態（別表2）に該当したとき	災害保険金額に、障害給付割合表（別表2）に定める給付割合を乗じて得た金額	被保険者
災害高度障害保険金	つぎのいずれかを直接の原因として、被保険者が保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき (1) 責任開始期以後に発生した不慮の事故（ただし、不慮の事故が発生した日からその日を含めて180日以内に高度障害状態に該当した場合に限ります。この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。） (2) 責任開始期以後に発病した感染症（この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後に発病した感染症を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態に該当したときを含みます。）	災害保険金額	被保険者

- 2 この保険契約において、支払事由に該当しても保険金または給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

保険金および給付金の種類	免責事由
災害死亡保険金	つぎのいずれかにより被保険者が支払事由に該当したとき
障害給付金	① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
災害高度障害保険金	② 死亡保険金受取人の故意または重大な過失（災害死亡保険金の場合に限ります。）
	③ 被保険者の犯罪行為または闘争行為
	④ 被保険者の精神障害を原因とする事故
	⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
	⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	⑧ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じとします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
	⑨ ⑧以外の放射線照射または放射能汚染
	⑩ 原因の如何を問わず、頸肩腕症候群（「むちうち症」を含む。）または腰痛で他覚所見のないもの
	⑪ つぎのいずれかに該当する間に生じた事故
	ア. 被保険者が別表 4 に定める運動等を行っている間
	イ. 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた事故は除きます。
	ウ. 被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）に搭乗している間（被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。）

3 会社は、災害死亡保険金を支払う場合に、障害給付金について、つぎのいずれかに該当する事実があるときは、災害保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得た金額の合計額を災害保険金額から差し引いて支払います。

(1) 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表 1）と同一の不慮の事故による障害給付金をすでに支払っているとき

(2) 災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表 1）と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき

4 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表 1）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

5 災害死亡保険金を支払う前に災害高度障害保険金の支払請求を受け、災害高度障害保険金が支払われるときは、会社は、災害死亡保険金を支払いません。

6 災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に災害高度障害保険金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

7 この保険契約が更新されない場合で、被保険者が保険期間満了日において身体障害の状態（別表 2）または高度障害状態（別表 3）に該当しているにもかかわらず、その回復の見込みがないことが明らかでないために障害給付金または災害高度障害保険金が支払われない場合でも、保険

期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったとき（ただし、不慮の事故を直接の原因とする場合については、当該不慮の事故の日からその日を含めて180日以内であることを要します。）には、保険期間満了日にその身体障害の状態（別表2）または高度障害状態（別表3）に該当したものとみなして障害給付金または災害高度障害保険金を支払います。

- 8 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を障害給付金および災害高度障害保険金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を障害給付金および災害高度障害保険金の受取人とします。
- 9 死亡保険金受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させた場合で、その受取人が災害死亡保険金の一部の受取人であるときは、会社は、災害死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- 10 身体障害の状態が障害給付割合表（別表2）の2種目以上に該当した場合には、その給付割合はそれぞれの身体障害の状態が属する等級の給付割合の合計の割合とします。ただし、身体の同一部位（別表5）に生じた2種目以上の身体障害の状態に関しては、最も上位の種目の属する等級の給付割合をもって、その給付割合とします。
- 11 すでに身体障害（責任開始期前の身体障害を含みます。）のあった身体の同一部位（別表5）に生じた身体障害については、その給付割合は、新たな身体障害の状態が属する等級の給付割合からすでにあった身体障害（責任開始期前の身体障害を含みます。）の状態が属する等級の給付割合を差し引いて得られる割合とします。
- 12 被保険者が死亡した場合、災害死亡保険金が支払われないときには、会社は、責任準備金（第9項に該当する場合には、支払われない保険金部分の責任準備金）を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者が故意または重大な過失により被保険者を死亡させたときは、解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 13 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、責任開始期前に生じた傷害または感染症を直接の原因として、責任開始期以後に災害死亡保険金、障害給付金または災害高度障害保険金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 保険契約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または感染症に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で災害死亡保険金、障害給付金または災害高度障害保険金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または感染症に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その傷害または感染症について、責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は災害死亡保険金、障害給付金または災害高度障害保険金を支払います。ただし、その傷害または感染症による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条（保険金および給付金の削減支払）

- 1 つぎのいずれかにより保険金または給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、前条の規定にかかわらず、会社は、保険金もしくは給付金を削減して支払うか、または保険金もしくは給付金を支払わないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波
 - (2) 戦争その他の変乱
- 2 前項の規定により災害死亡保険金を支払わない場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。

第5条（障害給付金の給付限度）

- 1 この保険契約による障害給付金の支払は、支払割合を通算して100%を限度とします。
- 2 障害給付金が支払われ、前項の支払割合の限度に達した場合には、被保険者が当該障害給付金が支払われることとなった身体障害の状態（別表2）に該当した時から、保険契約は消滅したものとします。

第6条（災害高度障害保険金の支払による保険契約の消滅）

災害高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態（別表3）に該当した時から、保険契約は消滅したものとします。

第7条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 保険金または給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた保険金もしくは給付金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた保険金または給付金の受取人は、すみやかに請求書類（別表11）を提出して保険金または給付金を請求してください。
- 3 保険金および給付金は、請求書類（別表11）が会社に到達した日の翌日から5営業日以内に会社の本社で支払います。
- 4 保険金または給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行ないます。この場合、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求書類（別表11）が会社に到達した日の翌日から60日を経過する日とします。
 - (1) 支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第3条（保険金および給付金の支払）に定める支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 免責事由に該当する可能性がある場合
第3条に定める支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反にいたった原因
 - (4) この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第29条（重大事由による解除）第1項第3号(ア)から(ウ)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金もしくは給付金の請求時までにおける事実
- 5 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、請求書類（別表11）が会社に到達した日の翌日から当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会
90日
 - (2) 前項第2号から第4号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会
120日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定
120日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険

金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会

180日

- (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査

180日

- (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査

90日

- 6 前2項に定める保険金または給付金を支払うべき期限を適用する場合には、会社は、その旨を保険金または給付金の受取人（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。
- 7 第4項および第5項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

4. 保険料の払込の免除

第8条（保険料の払込の免除）

- 1 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表1）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態（別表6）に該当したときは、会社は、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除します。この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって所定の障害状態に該当したときを含みます。
- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、保険料の払込の免除事由の発生時以後、引き続き払込があったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由の発生時以後、契約内容の変更に関する規定は適用しません。
- 4 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示します。
- 5 保険料払込方法が一時払の場合は、本条の規定は適用しません。
- 6 本条の保険料の払込の免除については、第3条（保険金および給付金の支払）第13項の規定を準用します。

第9条（保険料の払込を免除しない場合）

- 1 被保険者が、第3条（保険金および給付金の支払）第2項に定める免責事由のいずれかにより前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。
- 2 被保険者が、つぎのいずれかにより所定の障害状態（別表6）に該当した場合で、その原因により所定の障害状態に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の払込を免除しないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき

第10条（保険料の払込の免除の請求手続）

- 1 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社へ通知してください。
- 2 保険契約者は、すみやかに請求書類（別表11）を会社へ提出して保険料の払込の免除を請求し

てください。

- 3 本条の保険料の払込の免除の請求については、第7条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

5. 保険料の払込

第11条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、払込期間中、毎回第12条（保険料の払込方法〈経路〉）第1項に定める払込方法にしたがい、つぎの各号に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

保険料の払込方法〈回数〉	払込期月
(1) 月払	月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。）の属する月の初日から末日まで
(2) 半年払	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(3) 年払	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

- 2 前項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合または保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に返還します。ただし、保険金（障害給付金を含みます。以下本項において同じ。）を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 3 保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときには、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。ただし、保険金（障害給付金を含みます。以下本項において同じ。）を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に返還します。
- 4 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を支払うべき保険金または給付金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
- 5 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1項の保険料を払い込んでください。
- 6 前2項の場合、未払込保険料の払込については、第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項および第3項の規定を準用します。

第12条（保険料の払込方法〈経路〉）

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法を選択することができます。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を通じて払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限ります。）
 - (4) 会社に持参して払い込む方法
- 2 保険契約者は、会社の取扱条件に該当する場合、前項各号の保険料払込方法を変更することができます。
- 3 第1項の規定により選択された保険料の払込方法が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料払込方法を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法の変更を行なうまでの間の保険料については、会社に払い込んでください。

第13条（保険料の前納または一括払）

保険契約者は、会社の承諾を得て、将来の保険料の全部または一部をまとめて払い込むことができます。

(1) 年払契約または半年払契約の場合

- (ア) 将来の保険料を前納することができます。
- (イ) 会社所定の利率で割引きます。
- (ウ) 保険料前納金は、会社所定の利率による利息をつけて積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに保険料の払込に充当します。
- (エ) 保険料の払込を要しなくなった場合には、保険料前納金の残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金（障害給付金を含みます。以下本条において同じ。）を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。

(2) 月払契約の場合

- (ア) 当月分以後の保険料を一括して払い込むことができます。
- (イ) 会社所定の利率で割引きます。
- (ウ) 保険料の払込を要しなくなった場合で、一括払の保険料に残額のあるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときは、保険契約者から保険金の支払事由発生の時までに申し出がない限り、保険金とともにその保険金の受取人に払い戻します。

6. 猶予期間および保険契約の失効**第14条（猶予期間および保険契約の失効）**

- 1 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

保険料の払込方法〈回数〉	猶予期間
(1) 月払	払込期月の翌月初日から末日まで
(2) 半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
(3) 年払	

- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- 3 保険契約が効力を失った場合には、保険契約者は、解約返戻金を請求することができます。

第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に保険金または給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を保険金または給付金から差し引きします。
- 2 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、給付金を支払いません。
- 3 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間の満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険料の払込を免除しません。

7. 保険契約の復活**第16条（保険契約の復活）**

- 1 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から、その日を含めて3年以内は、会社の承諾を得

て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した保険契約を復活することはできません。

- 2 保険契約者が本条の復活を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、未払込保険料を、会社に払い込んでください。
- 4 会社が本条の復活を承諾した場合には、前項の未払込保険料を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復活後の保険契約上の責任を負います。
- 5 前項により、復活後の会社の責任が開始される日を復活日とします。
- 6 会社が本条の復活を承諾し、契約内容に変更がなかった場合には、保険証券を新たに発行しません。

8. 解約および返戻金

第17条（解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。

第18条（返戻金）

- 1 保険契約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 2 保険契約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、その保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、第7条（保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

第19条（保険金または給付金の受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす保険金または給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金（障害給付金の支払により保険契約が消滅するときは、その障害給付金を含みます。以下本項において同じ。）の支払事由が生じ、会社が保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金の受取人に支払います。
- 5 本条の規定は、平成22年4月1日以降に第1項の解約の通知がされた場合に適用します。

9. 契約内容の変更

第20条（保険料払込方法〈回数〉の変更）

- 1 保険契約者は、年払、半年払または月払の保険料払込方法を変更することができます。

- 2 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。

第21条（保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険期間または保険料払込期間の変更をすることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 4 本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第22条（払済保険への変更）

- 1 保険契約者は、将来の保険料の払込を中止して、払済保険に変更することができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 3 払済保険の保険期間は原保険契約と同一とし、払済保険に変更後の災害保険金額は、解約返戻金額（保険料の自動振替貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。）により計算します。
- 4 本条の変更は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。
- 6 払済保険の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。

第23条（災害保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、災害保険金額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の災害保険金額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 3 災害保険金額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- 4 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 5 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

第24条（原保険契約への復旧）

- 1 保険契約者は、払済保険に変更した日からその日を含めて3年以内は、会社の承諾を得て、原保険契約へ復旧することができます。
- 2 保険契約者が本条の復旧を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 3 会社が本条の復旧を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに会社所定の金額を、会社に払い込んでください。
- 4 本条の復旧をしたときは、保険証券に表示します。
- 5 会社が本条の復旧を承諾した場合には、第3項に定める会社所定の金額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から復旧による増額部分について保険契約上の責任を負います。
- 6 前項により、復旧による増額部分について会社の責任が開始される日を復旧日とします。

10. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第25条（詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効）

- 1 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人の詐欺により、保険契約を締結、復活または復旧したときは、会社は、保険契約（復旧の際の詐欺の場合には、増額分）を取り消すことができます。
- 2 保険契約者が保険金もしくは給付金を不法に取得する目的または他人に保険金もしくは給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結、復活または復旧したときは、保険契約（復旧の場合には、増額分）を無効とします。
- 3 前2項の場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。ただし、保険料払込方法〈回数〉が半年払または年払の場合、会社は、払い込まれた保険料の未経過分（1か月未満の端数は切り捨てます。）を保険契約者に返還します。

11. 告知義務および保険契約の解除

第26条（告知義務）

保険契約の締結、復活または復旧の際、保険事故の発生に関する重要な事項のうち会社が書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に対して口頭で告知することを要します。

第27条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際、会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約（復旧の場合には、その際の災害保険金額の増額部分。以下同じ。）を解除することができます。
- 2 会社は、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、前項に定める解除の原因となる事実の発生時以後に生じた支払事由による保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除を行ないません。またすでに保険金または給付金を支払っていたときは、保険金または給付金の返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 前項の規定にかかわらず、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が証明したときは、保険金または給付金を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所等が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 5 本条の規定により保険契約を解除したときは、会社は、解約返戻金を保険契約者に支払います。

第28条（保険契約を解除できない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
 - (1) 会社が保険契約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行なうことができる者を除き、以下本条において「保険媒介者」といいます。）

- が、保険契約者または被保険者が第26条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第26条の告知をしないこと、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が、責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除が行なわれない場合を含みます。）し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
- 2 前項第2号および第3号の場合、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第26条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第29条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 保険契約者、被保険者（災害死亡保険金の場合は被保険者を除きます。）または保険金もしくは給付金の受取人がこの保険契約の保険金もしくは給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に保険金もしくは給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (2) この保険契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
- (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- (エ) 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前3号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (5) 保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
- (6) 会社の保険契約者、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前5号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号(ア)から(オ)までに該当した者が保険金の受取人のみであり、その保険金の受取人が保険金の一部の受取人であるときは、保険金のうち、その受取人に支払われるべき保険金をいいます。

す。以下本項において同じ。)もしくは給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに保険金または給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。

- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または保険金もしくは給付金の受取人に通知します。
- 4 この保険契約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に払い戻します。

12. 保険契約の自動更新

第30条（保険契約の自動更新）

- 1 この保険契約の保険期間が満了し、つぎの各号のすべてに該当する場合には、保険契約は自動的に更新され継続されるものとします。この場合、保険期間満了の日の翌日を更新日とします。
 - (1) 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに会社に、保険契約を継続しない旨の通知がないとき
 - (2) 保険期間満了の日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているとき
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
 - (1) 更新後の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるとき
 - (2) 保険期間が終身または歳満了の保険契約のとき
 - (3) 保険料の払込が免除されているとき
 - (4) この保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号の規定に該当する場合には、保険契約は、会社の定める短期の保険期間に変更して更新します。
- 4 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- 5 更新後の保険契約の災害保険金額および保険料は、つぎのとおりとします。
 - (1) 災害保険金額を基準に定めている保険契約の場合の災害保険金額は、更新前の保険契約の災害保険金額と同額とし、保険料は更新時の被保険者の年齢によって計算します。
 - (2) 保険料を基準に定めている保険契約の場合の保険料は、更新前の保険契約の保険料と同額とし、災害保険金額は、更新時の被保険者の年齢に基づく保険料率により更新後の災害保険金額を計算します。ただし、更新後の災害保険金額が会社の定める災害保険金額に満たない場合は、更新後の災害保険金額は会社の定める災害保険金額とし、保険料は更新時の被保険者の年齢によって計算します。
 - (3) 前2号の規定にかかわらず、更新時において、会社が定める範囲内で災害保険金額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
- 6 更新された保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込むことを要します。この場合、第14条（猶予期間および保険契約の失効）および第15条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）の規定を準用します。
- 7 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、保険契約は、更新日にさかのぼって消滅します。
- 8 本条の規定によりこの保険契約が更新されたときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。

- 9 この保険契約が更新されたときは、会社は、保険証券を発行します。
- 10 第2項第4号の規定によりこの保険契約が更新されず、かつ、第2項第1号から第3号の規定に該当しないときは、保険契約者から特に申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社の定めるこの保険契約と同種類の保険契約を更新時に締結します。この場合、第8項の規定を準用し、この保険契約と更新時に締結する他の保険契約の保険期間は継続されたものとして取り扱います。
- 11 保険料払込方法が一時払の場合は年払契約の猶予期間の規定を準用し、本条第6項および第7項の規定を適用します。

13. 保険金の受取人

第31条（保険金の分割割合）

死亡保険金受取人が2人以上の場合で、保険金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が死亡保険金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により災害死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第32条（受取人の代表者）

- 1 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第33条（受取人の変更）

- 1 保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 障害給付金および災害高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が死亡保険金受取人の場合、保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で障害給付金および災害高度障害保険金の受取人を変更することができます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 被保険者
- 3 前2項の通知が会社に到達した場合には、保険金または給付金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の保険金または給付金の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の保険金または給付金の受取人から保険金または給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 4 保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を保険金受取人としします。
- 5 前項の規定により保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により保険金受取人となった者のうち生存している他の受取人を保険金受取人としします。
- 6 前2項により保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 7 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 8 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第34条（遺言による受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 前項の通知をするときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 5 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

14. 保険契約者

第35条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第36条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

15. 保険契約者の住所の変更

第37条（保険契約者の住所の変更）

- 1 保険契約者が住所（通信先を含みます。）を変更したときは、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 保険契約者から前項の通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第38条（被保険者の業務の変更等の場合）

被保険者が保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また特別保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

17. 契約年齢の計算および契約年齢または性別の誤りの処理

第39条（契約年齢の計算）

- 1 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 契約後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に契約日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第40条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。

18. 契約者配当

第41条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

19. 時効

第42条（時効）

保険金、給付金もしくは解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

20. 保険金の支払方法の選択

第43条（保険金の支払方法の選択）

保険契約者（保険金の支払事由発生後はその受取人）は、会社の定める金額および範囲内で、一時支払にかえてすえ置支払を選択することができます。

21. 契約内容の登録

第44条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 災害死亡保険金の金額
 - (3) 契約日（復活または復旧が行なわれた場合は、最後の復活または復旧の日とします。以下第2項において同じとします。）
 - (4) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年また

は被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

22. 管轄裁判所

第45条（管轄裁判所）

- 1 この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人（保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
- 2 この保険契約における給付金の請求および保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則

第46条（団体を保険契約者および死亡保険金受取人とする場合の特則）

官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。

- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

24. 保険料の自動振替貸付に関する特則

第47条（保険料の自動振替貸付）

- 1 保険契約者は、保険契約締結の際、会社の承諾を得て、この特則の適用の申し出を行なうことができます。この申し出があった保険契約に限り、保険料が払い込まれないままで、猶予期間を経過した場合でも、会社は、つぎの各号のいずれかにより、保険料を自動的に貸し付けて保険契約を有効に継続させます（付加されている特約を含みます）。ただし、この特則の適用は、この保険契約の保険期間が終身の場合に限ります。

- (1) 年払契約または半年払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき保険料とその利息の合計額が、主契約の解約返戻金額（その保

険料の払込があったものとして計算し、本条の貸付または保険契約者に対する貸付があるときは、その元利金を差し引きます。以下本条において同じ。）をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

(2) 月払契約の場合

本条の貸付は、払い込むべき月以後契約日から半年ごとの応当日（以下本条において「半年ごと応当日」といいます。）の前日までの保険料とその利息の合計額が、主契約の解約返戻金額をこえない間行なわれるものとします。この場合、払い込むべき月以後半年ごと応当日の前日までの保険料を猶予期間満了日に貸し付けたものとします。

- 2 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算し、つぎの猶予期間満了の日（月払契約においては半年ごと応当日の翌月末日）に元金に繰り入れます。
- 3 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険期間もしくは保険料払込期間を変更したとき、災害保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。
- 4 保険料の自動振替貸付が行なわれた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に、保険契約者から払済保険への変更、災害保険金額の減額または保険契約の解約の請求があったときは、会社は、保険料の自動振替貸付を行なわなかったものとしてその請求による取扱をします。

25. 保険契約者に対する貸付に関する特則

第48条（保険契約者に対する貸付に関する特則）

- 1 保険契約者は、会社の承諾を得て、この保険契約の保険期間が終身の場合に限り、この特則の適用により、主契約の解約返戻金の7割の範囲内で貸付を受けることができます。ただし、保険料の自動振替貸付または本条の貸付があるときは、その元利金を差し引いた範囲内とします。
- 2 貸付金額が会社の定める限度を下まわる場合には、本条の貸付は取り扱いません。
- 3 保険契約者が本条の貸付を受けるときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 4 本条の貸付金の利息は、会社所定の利率で計算し、年単位の契約応当日ごとに元金に繰り入れます。
- 5 保険料の自動振替貸付および本条の貸付金の元利金が解約返戻金額をこえたときは、保険契約者は、その元利金と解約返戻金額の差額を払い込むことを要します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
- 6 会社が前項の通知を発した日の属する月の翌月末日までに、前項に定める差額が払い込まれない場合には、保険契約は、この期日の翌日から効力を失います。
- 7 保険契約者は、いつでも、本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、保険契約（付加されている特約を含みます。）が消滅したとき、保険期間もしくは保険料払込期間を変更したとき、災害保険金額を減額（付加されている特約の減額を含みます。）したときまたは契約年齢の誤りの処理が行なわれたときは支払うべき金額から、払済保険への変更をしたときは解約返戻金額から、本条の貸付金の元利金を差し引きます。

長期傷害用災害入院特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結および責任開始期)
- 第2条 (特約の型)
- 第3条 (給付金の支払)
- 第4条 (給付金の削減支払)
- 第5条 (災害入院給付金の支払限度の型)
- 第6条 (給付金の請求、支払時期および支払場所)
- 第7条 (特約保険料の払込の免除)
- 第8条 (特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込)
- 第9条 (特約保険料の自動振替貸付)
- 第10条 (特約の失効)
- 第11条 (猶予期間中に保険事故が生じた場合)
- 第12条 (特約の復活)
- 第13条 (告知義務および告知義務違反による解除)
- 第14条 (重大事由による解除)
- 第15条 (特約の自動更新)
- 第16条 (特約の解約)
- 第17条 (特約の返戻金)
- 第18条 (特約の消滅)
- 第19条 (特約の保険期間または保険料払込期間の変更)
- 第20条 (災害入院給付金日額の減額)
- 第21条 (特約の復旧)
- 第22条 (受取人の変更)
- 第23条 (契約者配当)
- 第24条 (契約内容の登録)
- 第25条 (管轄裁判所)
- 第26条 (主約款の規定の準用)
- 第27条 (中途付加における特別取扱に関する特則)

長期傷害用災害入院特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害または感染症の治療を目的として入院した場合および手術を受けた場合に、所定の給付を行なうものです。

第1条（特約の締結および責任開始期）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、保険契約者の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。この場合、この特約の責任開始期はつぎのとおりとし、この責任開始の日をこの特約の中途付加日とします。

保険料と承諾の時期	責任開始期
(1) 会社がこの特約の付加を承諾した後に、この特約の第1回保険料を受け取った場合	この特約の第1回保険料を受け取った時
(2) この特約の第1回保険料相当額を受け取った後に、会社がこの特約の付加を承諾した場合	この特約の第1回保険料相当額を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

- 4 前項の場合、この特約の保険料は、中途付加日直前の主契約の年単位の契約応当日（中途付加日と年単位の契約応当日が一致する場合はその応当日）における被保険者の満年齢により計算します。
- 5 前項の規定にかかわらず、この特約の第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。）については、会社の定めた方法で計算した金額を払い込むことを要します。
- 6 第3項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約の型）

- 1 保険契約者は、この特約の付加の際、つぎのいずれかの型を選択するものとします。

特約の型	給付金の種類
I 型	(1) 災害入院給付金
II 型	(1) 災害入院給付金 (2) 災害手術給付金

- 2 前項で選択した特約の型は、以後変更できません。

第3条（給付金の支払）

- 1 この特約の給付金の支払はつぎのとおりです。

給付金の種類	給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	支払額	受取人
(1) 災害入院給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につきの①または②の条件に該当し、かつ、③から⑤までの条件のすべてを満たす入院をしたとき ① 責任開始期（復活が行なわれた場合には最後の復活の際の責任開始期、復旧が行なわれた場合の特約の増額分については、最後の復旧の際の責任開始期。以下同じ。）以後に発生した不慮の事故（別表1）を直接の原因とし、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院であること ② 責任開始期以後に発病した別表12に定める感染症（以下「感染症」といいます。）を直接の原因とする入院であること ③ その入院が傷害または感染症の治療を目的とすること ④ その入院が別表7-(I)に定める病院または診療所における別表8に定める入院であること ⑤ 同一の不慮の事故または感染症による入院日数が継続して2日以上であること	同一の不慮の事故または感染症による入院1回につき、 (災害入院給付金日額) × (入院日数)	被保険者
(2) 災害手術給付金	被保険者がこの特約の保険期間中につきの①または②の条件に該当し、かつ、③から⑤までの条件のすべてを満たす手術を受けたとき ① その手術がこの特約の責任開始期以後に生じた別表1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因とし、その不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術であること ② その手術がこの特約の責任開始期以後に発病した感染症を直接の原因とする手術であること ③ その手術が傷害または感染症の治療を直接の目的とすること ④ その手術が別表7-(I)に定める病院または診療所における手術であること ⑤ 別表9に定めるいずれかの種類の手術であること	手術1回につき、 (災害入院給付金日額) × (別表9に定める給付倍率)	被保険者

2 この特約において、支払事由に該当しても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

給付金の種類	免責事由
災害入院給付金	つぎのいずれかにより被保険者が支払事由に該当したとき
災害手術給付金	① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為または闘争行為 ③ 被保険者の精神障害を原因とする事故 ④ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じとします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑧ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染 ⑨ 原因の如何を問わず、頸肩腕症候群（「むちうち症」を含む。）または腰痛で他覚所見のないもの ⑩ つぎのいずれかに該当する間に生じた事故 ア. 被保険者が別表 4 に定める運動等を行っている間 イ. 被保険者が自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含みます。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）をしている間。ただし、自動車または原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた事故は除きます。 ウ. 被保険者が航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であると不定期便であるとを問いません。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）に搭乗している間（被保険者がこれらの航空機を操縦している間を含みます。）

- 3 被保険者が 2 以上の不慮の事故または感染症により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故または感染症（以下本項において「主たる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故または感染症（以下本項において「異なる不慮の事故」といいます。）に対する災害入院給付金は支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故により災害入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対する災害入院給付金の支払額は、主たる不慮の事故により災害入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数に災害入院給付金日額を乗じた金額とします。
- 4 被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を 2 回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故または感染症が同一であるときは、1 回の入院とみなして本条および第 5 条（災害入院給付金の支払限度の型）第 1 項の規定を適用します。ただし、その事故または発病の日からその日を含めて、180 日以内に開始した入院に限りします。
- 5 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて 31 日経過前に開始した入院については、継続した 1 回の入院とみなして第 1 項の規定を適用します。
- 6 被保険者の入院中に災害入院給付金日額が変更された場合には、災害入院給付金の支払額は、各日現在の災害入院給付金日額に応じて計算します。
- 7 被保険者が第 1 項に規定する入院中につぎの各号に定める事由が発生した場合には、それらの事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の保険期間中の入院とみなします。
 - (1) この特約の保険期間が満了した時
 - (2) 被保険者が高度障害状態（別表 3）に該当し、主契約が消滅した時

- (3) 主契約の障害給付金の支払割合が100%に達したことにより、主契約が消滅した時
- 8 被保険者が時期を同じくして災害手術給付金の支払事由に該当する2種類以上の手術を受けた場合には、第1項の規定にかかわらず、別表9に定める給付倍率の最も高いいずれか1種類の手術についてのみ災害手術給付金を支払います。
- 9 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を災害入院給付金および災害手術給付金の受取人とします。ただし、保険契約者から申し出があり、会社がその旨を保険証券に記載したときは、被保険者を災害入院給付金および災害手術給付金の受取人とします。
- 10 第1項に定める支払事由にかかわらず、被保険者が、この特約の責任開始期前に生じた傷害または感染症を直接の原因として、この特約の責任開始期以後に災害入院給付金または災害手術給付金の支払事由に該当した場合はつぎのとおりとします。
- (1) この特約の締結、復活または復旧の際、会社が告知等により知っていたその傷害または感染症に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で災害入院給付金または災害手術給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その傷害または感染症に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
- (2) その傷害または感染症について、この特約の責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、健康診断または人間ドックにおいて異常の指摘を受けたことがない場合には、会社は災害入院給付金または災害手術給付金を支払います。ただし、その傷害または感染症による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条（給付金の削減支払）

つぎのいずれかにより給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に影響を及ぼすと会社が認めたときは、前条の規定にかかわらず、会社は、給付金を削減して支払うか、または給付金を支払わないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第5条（災害入院給付金の支払限度の型）

- 1 この特約の災害入院給付金の支払限度は、型に応じつぎのとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、つぎのいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

支払限度の型	同一の不慮の事故または感染症による入院についての支払限度	通算支払限度
120日型	120日	1000日
360日型	360日	1000日
1000日型	1000日	1000日

- 2 前項により選択された支払限度の型は、変更することができません。

第6条（給付金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく会社へ通知してください。
- 2 支払事由が生じた給付金の受取人は、すみやかに請求書類（別表11）を会社へ提出して、給付金を請求してください。
- 3 前2項のほか、この特約による給付金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金または給付金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第7条（特約保険料の払込の免除）

- 1 主約款の規定により、主契約の保険料の払込が免除された場合には、会社は、同時にこの特約

の保険料の払込を免除します。

- 2 前項のほか、この特約の保険料の払込の免除については、主約款の保険料の払込の免除に関する規定を準用します。
- 3 保険料払込方法が一時払の場合には本条の規定は適用しません。

第8条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 1 この特約の保険期間および保険料払込期間は、会社所定の範囲内とします。
- 2 この特約の保険料は、前項の保険料払込期間中、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
- 3 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌日に解約されたものとします。
- 4 この特約の保険料払込期間が主契約の保険料払込期間をこえる場合には、つぎに定めるところによります。
 - (1) 主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、会社の承諾を得て、主契約の保険料払込期間の満了する時まで一括して前納することを要します。
 - (2) 前号に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間満了日の翌日に解約されたものとします。

第9条（特約保険料の自動振替貸付）

主契約において、保険料の自動振替貸付の規定が適用されるときは、主契約の保険料とこの特約の保険料との合計額について、主約款の保険料の自動振替貸付の規定を適用します。

第10条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第11条（猶予期間中に保険事故が生じた場合）

- 1 猶予期間中に、給付金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を給付金から差し引きます。
- 2 給付金が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は給付金を支払いません。

第12条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に、保険契約者から別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項のほか、この特約の復活については、主約款の復活に関する規定を準用します。

第13条（告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反による解除については、主約款の告知義務および告知義務違反による解除に関する規定を準用します。

第14条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（保険料の払込の免除を含みます。以下本項において同じ。）を詐取する目的または他人に給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があっ

た場合

- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (6) 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由によって解除されることにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない前5号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (7) 会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の継続を困難とする前6号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 給付金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金の支払または保険料の払込の免除事由による保険料の払込の免除をしません。もし、すでに給付金を支払っていたときは、その返還を請求し、また、保険料の払込を免除していたときは、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。
- 3 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- 4 この特約を解除した場合は、会社は、解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。

第15条（特約の自動更新）

- 1 この特約の保険期間が満了し、つぎの各号のすべてに該当する場合、この特約は自動的に更新され継続されるものとします。
- (1) 保険契約者から保険期間満了の日の2週間前までに会社に、この特約を継続しない旨の通知がないとき
 - (2) 保険期間満了の日の翌日に、保険期間満了の日までの保険料が払い込まれているとき
- 2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、更新はできません。
- (1) 更新後のこの特約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳をこえるとき
 - (2) 更新後のこの特約の保険期間満了の日が主契約の保険料払込期間満了の日をこえるとき
 - (3) この特約の保険期間が終身または歳満了であるとき
 - (4) この特約の保険料の払込が免除されているとき
 - (5) 更新時に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないとき
- 3 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、前項第1号または第2号の規定に該当する場合には、この特約は、会社の定める短期の保険期間に変更して更新します。

- 4 更新されたこの特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 5 更新されたこの特約の第1回保険料は、更新の日（契約応当日）の属する月の末日までに主契約の保険料とともに払い込むことを要します。この場合、主契約の保険料払込の猶予期間の規定を準用します。
- 6 猶予期間中に前項の保険料が払い込まれないときは、この特約は、更新の日にかのぼって消滅します。
- 7 更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
- 8 更新後のこの特約の災害入院給付金日額は、更新前のこの特約の災害入院給付金日額と同額とします。ただし、更新時において、会社が定める範囲内で災害入院給付金日額を変更することができます。この場合、保険契約者は更新日の3か月前までに請求してください。
- 9 第2項第5号の規定によりこの特約が更新されず、かつ、第2項第1号から第4号までの規定に該当しない場合は、保険契約者から別段の申し出がない限り、更新の取扱に準じて、会社が定める同種類の他の特約を更新時に付加します。
- 10 本条の規定によりこの特約が更新されたときは、第3条（給付金の支払）、第5条（災害入院給付金の支払限度の型）および第7条（特約保険料の払込の免除）の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続した保険期間とみなします。
- 11 この特約が更新されたときは、会社は、保険証券を発行します。

第16条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 3 本条の規定によりこの特約が解約されたときは、保険証券に表示します。

第17条（特約の返戻金）

- 1 この特約の解約返戻金は、保険料払込期間中の場合には、この特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 2 この特約の責任準備金は、保険料払込期間中の場合には、特約の保険料を払い込んだ年月数および経過年月数により、保険料払込済の場合には、その経過した年月数により計算します。
- 3 本条の返戻金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の返戻金の請求、支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

第18条（特約の消滅）

- 1 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 主契約が被保険者の死亡により消滅したとき
 - (2) 主契約が災害高度障害保険金の支払事由の発生により消滅したとき
 - (3) 主契約の障害給付金の支払割合が100%に達したことにより主契約が消滅したとき
 - (4) 主契約が解約その他の事由により消滅したとき
 - (5) 主契約が払済保険に変更されたときこの場合、この特約の解約返戻金があるときは、これを主契約の解約返戻金に加えて主約款の規定を適用します。
- (6) この特約の型がI型の場合、災害入院給付金の支払日数が、第5条（災害入院給付金の支払限度の型）第1項の通算支払限度に達したとき
- 2 前項第1号の場合、主契約の災害死亡保険金を支払うときを除き、会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。ただし、被保険者の死亡が保険契約者の故意または重大な過失によるときは、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 3 第1項第4号および第6号の場合、会社は、この特約の解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 4 第1項第5号または第6号の規定によりこの特約が消滅したときは、保険証券に表示します。

第19条（特約の保険期間または保険料払込期間の変更）

- 1 保険契約者は、会社の承諾を得て、この特約の保険期間または保険料払込期間を変更することができます。保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。会社が本条の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。本条の変更は、会社が承諾した時から効力を生じます。ただし、変更後の保険期間または保険料払込期間が会社の定める範囲外となる場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。
- 2 主契約の保険期間が短縮され、この特約の保険期間が、主契約の保険期間をこえるときは、この特約の保険期間も同時に主契約の保険期間まで短縮されるものとします。この場合、会社の定める方法により計算した金額を授受し、将来の保険料を改めます。
- 3 本条の規定によって、保険期間または保険料払込期間の変更を行なった場合には、保険証券に表示します。

第20条（災害入院給付金日額の減額）

- 1 保険契約者は、この特約の災害入院給付金日額の減額を請求することができます。ただし、会社は、減額後の災害入院給付金日額が会社の定める限度を下まわる減額は取り扱いません。
- 2 主契約の災害保険金額が減額された場合に、この特約の災害入院給付金日額が会社所定の限度をこえるときは、災害入院給付金日額をその限度まで減額します。
- 3 保険契約者が本条の減額を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 4 災害入院給付金日額の減額分は、解約されたものとして取り扱います。
- 5 本条の減額は、会社が承認した時から効力を生じます。
- 6 本条の減額を行なったときは、保険証券に表示します。

第21条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧の規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。
- 3 この特約を減額した場合の復旧は取り扱いません。

第22条（受取人の変更）

- 1 災害入院給付金および災害手術給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人の場合、主契約の保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、つぎの各号に定める範囲内で災害入院給付金および災害手術給付金の受取人を変更することができます。
 - (1) 保険契約者
 - (2) 被保険者
- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、給付金の受取人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の給付金の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表11）を会社に提出してください。
- 4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第23条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第24条（契約内容の登録）

- 1 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 入院給付金の種類
 - (3) 入院給付金の日額
 - (4) 契約日（復活、復旧または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧または特約の中途付加の日とします。以下第2項において同じとします。）
 - (5) 当会社名
- 2 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。
- 3 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（入院給付金のある保険契約を含みます。以下本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けた場合、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- 4 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に入院給付金のある特約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を入院給付金のある特約の承諾（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
- 5 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行なわれた場合は、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
- 6 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- 7 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- 8 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
- 9 第3項、第4項および第5項中、被保険者、入院給付金、保険契約とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、入院共済金、共済契約と読み替えます。

第25条（管轄裁判所）

この特約における給付金または保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条（中途付加における特別取扱に関する特則）

- 1 第1条（特約の締結および責任開始期）第3項の規定によりこの特約を主契約に付加する場合、この特約の責任開始期が第1号に定める日から第2号に定める日までにあるときは、保険契

約者は、この特約の中途付加日を、第1条第3項の規定にかかわらず、この特約の責任開始期の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日とすることができます。

(1) 主契約の年単位の契約応当日の直前にある月単位の契約応当日の翌日

(2) 前号に定める日の直後に到来する主契約の年単位の契約応当日の前日

- 2 前項の規定に基づきこの特約を付加した場合において、この特約の責任開始期から中途付加日の前日までの間に、この特約の給付金が支払われる事由またはこの特約の保険料の払込が免除される事由が発生したときは、前項の規定を適用せずにこの特約を付加したものとして保険料を再計算し、超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、給付金の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

備考

1. 治療を目的とした入院

美容上の処置、正常分娩、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院などは、「治療を目的とした入院」には該当しません。

2. 治療を直接の目的とした手術

美容整形上の手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

3. 手術を受けたとき

手術開始後、手術中に死亡した場合でも、手術を受けたものとして取り扱います。単なる麻酔処理の段階は手術給付の対象といたしません。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落・転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	つぎのような事故は、表1の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病・乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・騒音 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表2 障害給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	9. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 10. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 11. 1肢に第3級の14から16までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の14から16までまたはつぎの①から⑤までのいずれかの身体障害を生じたもの ① 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ② 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ③ 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの ④ 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ⑤ 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 12. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	13. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 14. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 16. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 17. 10足指を失ったもの 18. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

(備考)**1. 常に介護を要するもの**

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。

(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
- ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

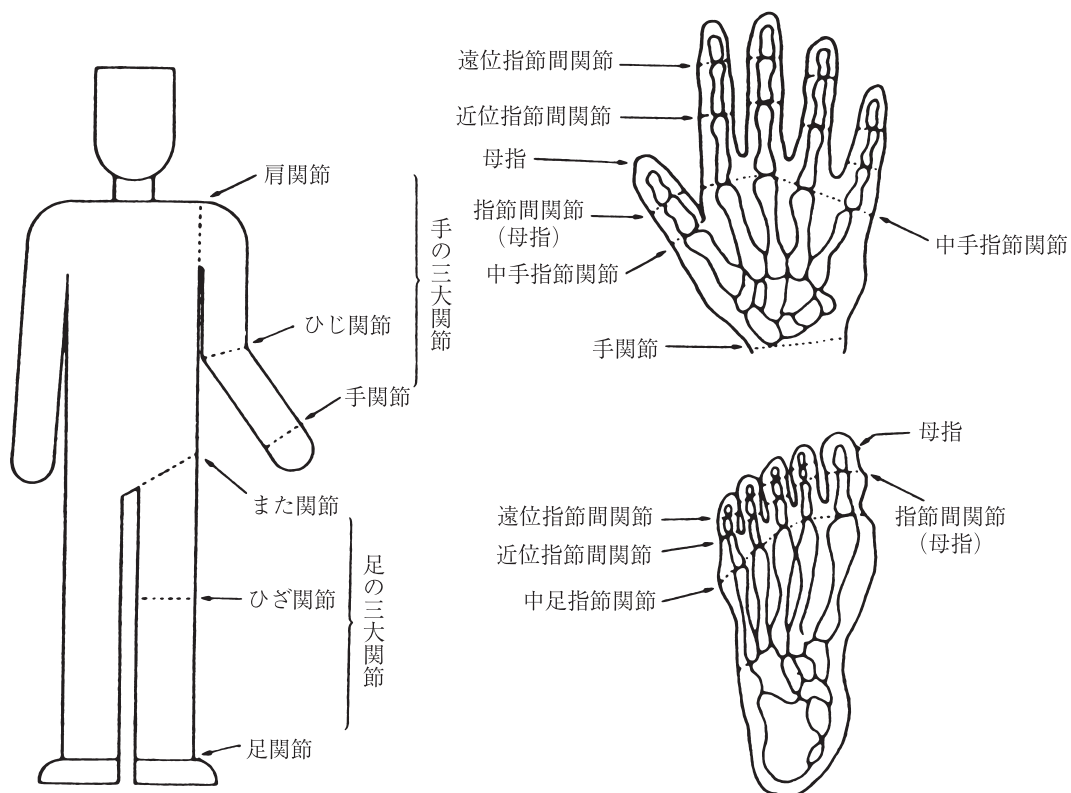
7. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

<身体部位の名称図>



別表3 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

別表4 免責事由の対象となる運動等

免責事由の対象となる運動等とは、つぎのいずれかのものをいいます。

- (1) 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）
- (2) リュージュ、ボブスレー
- (3) スカイダイビング
- (4) ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗
- (5) その他第1号から前号までの運動等に類する危険な運動等

別表5 身体の一部

- (1) 1上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
- (2) 1下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
- (3) 眼については、両眼を同一部位とします。
- (4) 耳については、両耳を同一部位とします。
- (5) 脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
- (6) 別表2の第1級の5、6、7もしくは8、第2級の9、10もしくは11または第3級の17の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、1上肢と1下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

別表6 対象となる障害状態

対象となる障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

(備考)

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

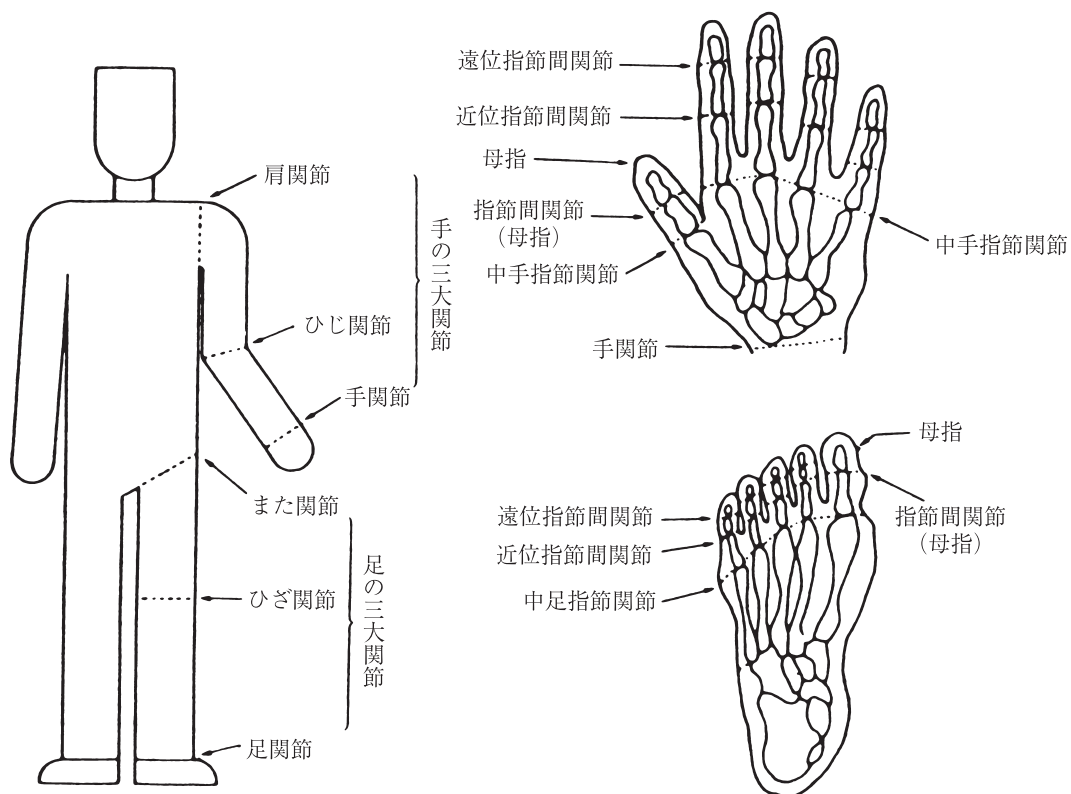
5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の上着を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

<身体部位の名称図>



別表7－（I） 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。）
2. 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表8 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表7－（I）に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

別表9 対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えること（吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。）または組織の機能に障害がある者に対して骨髓幹細胞を移植することを目的とした骨髓幹細胞採取手術をいい、下表の手術番号1～89を指します。

手術の種類	給付倍率
§ 皮膚・乳房の手術	
1. 植皮術（25cm ² 未満は除く。）	20
2. 乳房切断術	20
§ 筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
3. 骨移植術	20
4. 骨髓炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
5. 頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
6. 鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）	10
7. 上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
8. 脊椎・骨盤観血手術	20
9. 鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10. 四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11. 切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12. 四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13. 筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§ 呼吸器・胸部の手術	
14. 慢性副鼻腔炎根本手術	10
15. 喉頭全摘除術	20
16. 気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	20
17. 胸郭形成術	20
18. 縦隔腫瘍摘出術	40
§ 循環器・脾の手術	
19. 観血の血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20. 静脈瘤根本手術	10
21. 大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	40
22. 心膜切開・縫合術	20
23. 直視下心臓内手術	40
24. 体内用ペースメーカー埋込術	20
25. 脾摘除術	20
§ 消化器の手術	
26. 耳下腺腫瘍摘出術	20
27. 顎下腺腫瘍摘出術	10
28. 食道離断術	40
29. 胃切除術	40
30. その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	20

手術の種類	給付倍率
31. 腹膜炎手術	20
32. 肝臓・胆嚢・胆道・脾臓観血手術	20
33. ヘルニア根本手術	10
34. 虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35. 直腸脱根本手術	20
36. その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	20
37. 痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§ 尿・性器の手術	
38. 腎移植手術（受容者に限る。）	40
39. 腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40. 尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41. 尿嚢閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42. 陰茎切断術	40
43. 辜丸・副辜丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44. 陰嚢水腫根本手術	10
45. 子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	40
46. 子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47. 帝王切開娩出術	10
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51. 卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巢手術	10
§ 内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§ 神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§ 感覚器・視器の手術（視力矯正を目的とした手術を除く。）	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10

手術の種類	給付倍率
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§ 感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§ 悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82. その他の悪性新生物手術（内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる手術を除き、乳房再建術を含む。ただし、乳房再建術は一乳房につき1回の給付を限度とする。）	20
§ 上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術	20
84. 上記以外の開胸術	20
85. 上記以外の開腹術	10
86. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	20
87. 内視鏡または血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
§ 骨髄幹細胞採取手術	
89. 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした骨髄幹細胞採取手術（骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除く。）	20

（備考）

1. 開頭術

「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

2. 開胸術

「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

3. 開腹術

「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

4. 悪性新生物根治手術

「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物の完全な切除・消失を可能とするような手術で、悪性新生物の原発巣および浸潤した隣接臓器を切除、摘除、摘出（剔出）し、転移した可能性のある周辺のリンパ節を郭清する手術をいいます。再手術または転移・再発病巣のみを切除、摘除、摘出（剔出）する手術もしくは転移・再発病巣とその周辺部分のみをあわせて切除、摘除、摘出（剔出）する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません。

5. 乳房再建術

「乳房再建術」とは、乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁（皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。）または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。

別表11 請求書類（長期傷害保険）

〔I〕 保険金等の請求の場合

請求項目	請求書類
① 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (4) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
② 障害給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 障害給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
③ 災害高度障害保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (5) 高度障害保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (6) 保険証券
④ 保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	請求書類
① 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の被保険者についての告知書
② 契約内容の変更 (1) 災害保険金額の減額 (2) 保険料払込方法の変更 (3) 保険期間または保険料払込期間の変更 (4) 払済保険への変更 (5) 原保険契約への復旧	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
③ 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
④ 保険金または給付金の受取人による保険契約の存続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険金または給付金の受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑤ 被保険者の死亡の報告および責任準備金の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（但し、会社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書） (3) 被保険者の住民票（但し、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） (4) 保険契約者の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
⑥ 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑦ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
⑧ 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の相続人の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 遺言書の写し
⑨ 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表11 請求書類（長期傷害用災害入院特約）

請求項目	請求書類
① 災害入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書および入院証明書 (4) 災害入院給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
② 災害手術給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（交通事故証明書など） (3) 会社所定の様式による医師の診断書および手術証明書 (4) 災害手術給付金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券
③ 契約内容の変更 (1) 給付金日額の減額 (2) 保険料払込方法の変更 (3) 保険期間または保険料 払込期間の変更 (4) 特約の中途付加 (5) 特約の解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 会社所定の被保険者についての告知書（会社が提出を求めた場合）
④ 受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類のうち不必要と認めた書類を省略することがあります。

別表12 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎〈ポリオ〉	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ〈Crimean - Congo〉出血熱	A98.0
マールブルグ〈Marburg〉ウィルス病	A98.3
エボラ〈Ebola〉ウィルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 （ただし、病原体がコロナウィルス属SARSコロナウィルスであるものに 限ります。）	U04

年金支払特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (年金基金)
- 第3条 (年金受取人)
- 第4条 (年金支払証書)
- 第5条 (年金支払日)
- 第6条 (年金の種類)
- 第7条 (年金の支払)
- 第8条 (年金の請求、支払時期および支払場所)
- 第9条 (相続人の代表者)
- 第10条 (年金受取人の変更)
- 第11条 (年金種類等の変更)
- 第12条 (解約)
- 第13条 (年金の一括払)
- 第14条 (契約者配当)
- 第15条 (契約年齢の計算)
- 第16条 (契約年齢または性別の誤りの処理)
- 第17条 (時効)
- 第18条 (特約の消滅)
- 第19条 (特約の更新)
- 第20条 (年金額の計算)
- 第21条 (管轄裁判所)
- 第22条 (主約款等の規定の準用)
- 第23条 (変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加する場合の特則)

年金支払特約

この特約の趣旨

この特約は、保険契約の保険金等を年金の方法により支払い、その受取人の将来の生活の安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際および主契約の責任開始期以後は保険契約者の申し出により、保険金または保険期間満了時の生存給付金（以下「保険金等」といいます。）の支払事由発生後はその受取人（以下「保険金受取人」といいます。）の申し出により締結します。
- 2 保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 3 保険契約者の申し出によりこの特約を締結したときは、保険証券に表示します。
- 4 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

第2条（年金基金）

保険金等の支払事由が発生した時（保険金受取人がこの特約を締結したときは締結時）は、保険金等（保険金等とともに支払われる金銭を含みます。）の全部または一部を年金基金に充当します。

第3条（年金受取人）

この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。ただし、保証期間付終身年金において保険金等の受取人が法人の場合には、その法人の指定した者を年金受取人とします。

第4条（年金支払証書）

第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は、年金支払証書を年金受取人に発行します。

第5条（年金支払日）

- 1 第1回の年金支払日（以下「年金支払開始日」といいます。）は、会社の定める範囲内で任意に指定することができます。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第6条（年金の種類）

年金の種類は、つぎのとおりとします。

(1) 保証期間付終身年金

年金受取人が生存している間、一定額の年金を支払います。ただし、保証期間中に年金受取人が死亡した場合には、その残存期間に対する年金現価を年金受取人の法定相続人に支払います。

(2) 確定年金

年金基金を一定額の年金に分割して支払います。ただし、年金支払期間中に年金受取人が死亡した場合には、未払期間の年金現価を年金受取人の法定相続人に支払います。

第7条（年金の支払）

年金は、毎年1回第5条（年金支払日）の年金支払日に支払います。

第8条（年金の請求、支払時期および支払場所）

- 1 年金受取人は、すみやかに請求書類（別表1）を提出して年金を請求してください。
- 2 年金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払時期および支払場所の規定を準用します。

第9条（相続人の代表者）

- 1 第6条（年金の種類）および第18条（特約の消滅）第1項第2号の場合において年金受取人の法定相続人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。その代表者は、他の法定相続人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。

第10条（年金受取人の変更）

- 1 年金受取人は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後年金支払開始日前であれば、会社の定める取扱条件の範囲内で、この特約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。この場合、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日、保証期間または年金額を変更します。
- 2 本条の変更を行なったときは、年金支払証書に表示します。

第11条（年金種類等の変更）

- 1 保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由発生前に限り、年金種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- 2 年金受取人は、第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後年金支払開始日前に限り、会社の定める取扱条件の範囲内で、年金種類その他年金支払の内容を変更することができます。ただし、保険契約者からあらかじめ反対の申し出があった場合には、この取扱はしません。
- 3 本条の変更を行なったときは、保険証券または年金支払証書に表示します。

第12条（解約）

- 1 保険契約者は、主契約の保険金等の支払事由発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。この場合には保険証券に表示します。
- 2 年金受取人は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後、将来に向かってこの特約を解約することができます。ただし、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後は解約できません。
- 3 年金受取人が年金支払開始日前にこの特約を解約したときは、解約時における年金基金の価額を支払います。
- 4 確定年金において、年金支払開始日以後に年金受取人がこの特約を解約したときは、未払期間の年金現価を支払います。

第13条（年金の一括払）

- 1 保証期間付終身年金においては、年金受取人は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、年金支払開始日以後保証期間中に限り、保証期間の残存期間に対する年金現価を一括して請求することができます。
- 2 前項の規定により一括払を行なった場合でも、保証期間後の終身年金はそのまま存続します。
- 3 第1項の規定により一括払を行なった場合には、年金支払証書に表示します。

第14条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第15条（契約年齢の計算）

年金受取人の契約年齢の計算は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第16条（契約年齢または性別の誤りの処理）

保証期間付終身年金の年金受取人の年齢または性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法で計算した金額を授受し、年金額を改めます。

第17条（時効）

年金その他この特約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは消滅します。

第18条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が保険金等の支払以外の事由により消滅したとき
- (2) 第2条（年金基金）の規定により年金基金が設定された後年金支払開始日までの間に年金受取人が死亡したとき
この場合、死亡時における年金基金の価額を年金受取人の法定相続人に支払います。

第19条（特約の更新）

- 1 主契約がその普通保険約款の規定により更新されたときは、この特約も更新されるものとします。
- 2 この特約の更新および更新後の特約の取扱いについては、主約款の更新に関する規定を準用します。

第20条（年金額の計算）

この特約の年金額は、年金基金設定時の会社の定める率によって計算します。

第21条（管轄裁判所）

この特約の年金または年金基金の価額の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および主契約に付加されている特約の規定を準用します。この場合、主約款および主契約に付加されている特約の重大事由による解除の規定を準用してこの特約（年金受取人のみが主約款に定める反社会的勢力にかかる規定のみに該当した場合で、その年金受取人が年金の一部の受取人であるときは、この特約のうち、その受取人に対応する部分をいいます。）を解除し、その解除された部分に関し年金を支払わないときは、会社は、第12条（解約）に定める年金基金の価額もしくは未払期間の年金現価または第13条（年金の一括払）に定める保証期間の残存期間に対する年金現価を年金受取人に支払います。

第23条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、この特約に定める年金基金に充当された保険金等については、特別勘定による運用はしません。

別表1 請求書類

請求項目	請求書類
① 年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書
② 年金現価	(1) 会社所定の請求書 (2) その受取人および年金受取人の戸籍抄本 (3) その受取人の印鑑証明書 (4) 年金支払証書
③ 契約内容の変更 (1) 年金種類等の変更 (2) 年金受取人の変更 (3) 特約の中途付加 (4) 特約の解約	(1) 会社所定の契約内容変更請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略をすることがあります。

指定代理請求特約目次

この特約の趣旨

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (特約の対象となる保険金等)
- 第3条 (保険金等の代理請求)
- 第4条 (告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知)
- 第5条 (特約保険料の払込)
- 第6条 (特約の失効)
- 第7条 (特約の復活)
- 第8条 (特約の解約)
- 第9条 (特約の解約返戻金)
- 第10条 (特約の消滅)
- 第11条 (契約者配当)
- 第12条 (指定代理請求人の変更)
- 第13条 (主約款等の代理請求に関する規定の不適用)
- 第14条 (主約款等の規定の準用)
- 第15条 (連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則)
- 第16条 (こども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則)
- 第17条 (5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則)
- 第18条 (家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則)
- 第19条 (年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則)
- 第20条 (年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則)

指定代理請求特約

この特約の趣旨

この特約は、被保険者と受取人が同一人である保険金等の支払事由が生じた場合で、保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって所定の代理人が請求することができることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）締結の際、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て主契約の保険契約者（以下「保険契約者」といいます。）の申し出によって、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、会社が承諾したときは、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 前項の規定によってこの特約を主契約に付加したときは、保険証券に表示します。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（保険料の払込の免除を含みます。以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および主契約に付加されている特約（以下「各特約」といいます。）の保険金等のうち、つぎのとおりとします。ただし、すえ置かれた保険金等を除きます。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除

第3条（保険金等の代理請求）

- 1 保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内であらかじめ1人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）を指定してください。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が法人である場合を除きます。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の3親等内の親族
- 2 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める特別な事情（以下「特別な事情」といいます。）があるときは、指定代理請求人は請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を保険金等の受取人の代理人として、保険金等を支払うことができます。
 - (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他前2号に準じる状態であると会社が認めた場合
- 3 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項の範囲内であることを要します。
- 4 保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があり、指定代理請求人が死亡している場合もしくは請求時に第1項に定める範囲外である場合または保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、つぎの者が、請求書類（別表1）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている主契約または各特約の死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）
 - (2) 前号に該当する者がいない場合または前号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にし

ている被保険者の戸籍上の配偶者

- (3) 前2号に該当する者がいない場合または前2号に該当する者が保険金等を請求できない特別な事情がある場合には、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 5 前項の場合、前項第1号に該当する死亡保険金受取人等が2人以上のときには、代表者1名を定めて請求してください。その代表者は他の死亡保険金受取人等を代理するものとします。
- 6 前5項の規定により、会社が指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 7 故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第2項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人および保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。
- 8 本条の保険金等の代理請求については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の保険金等の請求に関する規定を準用します。

第4条（告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知）

この特約が付加されている場合には、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主約款または各特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由により保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、会社は、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人に通知します。

第5条（特約保険料の払込）

この特約は保険料の払込みを要しません。

第6条（特約の失効）

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失います。

第7条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
- 2 会社は、前項の規定によって請求された復活を承諾したときは、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活を取り扱います。

第8条（特約の解約）

保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条（特約の解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第10条（特約の消滅）

主契約が消滅したとき、この特約は消滅します。

第11条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第12条（指定代理請求人の変更）

- 1 保険契約者（その承継者を含みます。）は、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、指定代理請求人を変更することができます。

- 2 前項の通知が会社に到達した場合には、指定代理請求人の変更は、保険契約者がその通知をした時から効力を生じます。ただし、その通知が会社に到達する前に変更前の指定代理請求人に保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の指定代理請求人から保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 3 保険契約者が本条の変更を請求するときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。
- 4 本条の変更を行なったときは、保険証券に表示します。

第13条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加されている場合、主約款または各特約の特約条項中、指定代理請求人または保険金等の受取人の代理人による保険金等の請求に関する規定は適用しません。

第14条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第15条（連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合の特則）

この特約を連生終身保険、連生終身保険(自由設計型)または生存給付金付連生収入保障保険に付加する場合には、被保険者ごとにこの特約の規定を適用します。

第16条（こども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合の特則）

この特約をこども保険または5年ごと利差配当付こども保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「保険契約者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。
- (2) 第2条第1項第2号中「被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込の免除」とあるのは「保険料の払込の免除」と読み替えます。
- (3) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

第17条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第3条（保険金等の代理請求）第4項第1号中「死亡保険金もしくは遺族年金の受取人（以下「死亡保険金受取人等」といいます。）」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第3条第5項中「死亡保険金受取人等」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第18条（家族災害入院特約等が付加された主契約に付加する場合の特則）

この特約を家族災害入院特約、家族疾病入院特約、新家族災害入院特約、新家族疾病入院特約、家族成人病入院特約、家族災害入院特約(87)、家族疾病入院特約(87)、家族成人病入院特約(87)、家族医療特約、家族手術特約、家族通院特約、新家族終身医療特約、医療(01)用家族医療特約、医療(01)用家族災害入院特約、医療(01)用家族災害手術特約、医療(01)用家族通院特約、新終身医療(01)用家族医療特約、新終身医療(01)用家族通院特約、家族がん特約(01)、医療用家族手術見舞金特約または医療(08)用配偶者医療特約のいずれかが付加された主契約に付加する場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）第1項第1号中「被保険者と受取人が同一人である保険金等」とあるのは「主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等」と読み替えます。

- (2) 第3条（保険金等の代理請求）第1項および第4項中「被保険者」とあるのは「主契約の被保険者」と読み替えます。

第19条（年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 年金支払特約の年金受取人は、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、会社の承諾を得てこの特約を付加し、年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とすることができます。
- 2 前項の規定により、この特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金、年金、給付金またはその他保険金に準じる保険給付（以下「保険金等」といいます。）は、年金支払特約による年金とします。」
 - (2) 第3条（保険金等の代理請求）中「被保険者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 - (3) 第3条第1項中「保険契約者は被保険者の同意を得てつぎの各号の範囲内で」とあるのは「年金受取人はつぎの各号の範囲内で」と読み替えます。
 - (4) 第8条（特約の解約）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。
 - (5) 第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払特約」と読み替えます。
 - (6) 第12条（指定代理請求人の変更）中「保険契約者」とあるのは「年金受取人」と読み替えます。

第20条（年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

年金移行特約または5年ごと利差配当付年金移行特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とする場合には、第10条（特約の消滅）中「主契約」とあるのは「年金支払移行部分」と読み替えます。

別表 1 請求書類

請求項目	請求書類
① 保険金等の指定代理請求または代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人または代理人の住民票および印鑑証明書 (4) 被保険者、指定代理請求人または代理人の健康保険被保険者証の写し (5) 保険証券
② 指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注) 会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記書類のうち不必要と認めた書類の省略をすることがあります。

団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と団体取扱契約を締結した官公署、会社、工場等（以下「団体」といいます。）に所属し、団体から給与（役員報酬を含む。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員を被保険者とする保険契約の場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

- 1 この保険契約の保険料率は、第1条（特約の適用範囲）第1項の保険契約者の人数および第1条第2項第1号の被保険者の人数を合算した人数により、つぎのとおりとします。
 - (1) 人数が20人以上の場合 団体保険料率A
 - (2) 人数が20人未満の場合 団体保険料率B
- 2 前項の団体保険料率Aの適用を受けた場合でも、前項に規定する人数がいずれも20人未満となり、6か月を経過してもなお補充できないときは、会社は、適用する保険料率を団体保険料率Bに変更します。

第5条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 3 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

第15条（退職者に関する特則）

保険契約者または被保険者が、団体を退職したとき、会社の定める条件を満たしている場合は、第1条（特約の適用範囲）の規定にかかわらず、退職後も、この特約を適用することができます。

特別団体扱特約

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と特別団体取扱契約を締結した組合、連合会、同業団体等その団体において保険料の一括集金ができる団体（以下「団体」といいます。）の所属員または構成員を保険契約者とする保険契約で、保険契約者、被保険者のいずれかの数が10人以上であり、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。
- 2 つぎの場合にも、前項に準じ、それぞれの保険契約にこの特約を適用します。
 - (1) 団体の代表者を保険契約者とし、その団体の所属員または構成員を被保険者とする保険契約の場合
 - (2) 前項の保険契約者と前号の被保険者の数を合算（同一人の場合には、1人として計算します。以下同じ。）して10人以上いる場合

第2条（契約日の特則）

この特約が適用される保険契約の契約日は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）の属する月の翌月1日とし、契約年齢および保険期間は、その日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

この特約を適用する半年払保険契約および月払保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第5条（保険料の払込）

- 1 第2回以後の保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、会社は、団体から払い込まれた時に、その保険料の払込があったものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約では、前納または一括払の取扱はしません。
- 3 前項にかかわらず、主契約の保険料払込期間経過後に払い込むべき特約の保険料があるときは、その保険料の前納の取扱をします。

第6条（保険料領収証）

団体から保険料が払い込まれた場合には、会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第7条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
- (2) 特別団体取扱契約が解約されたとき
- (3) 第1条（特約の適用範囲）に規定する人数がいずれも10人未満となり、6か月（月払保険契約のときは3か月）を経過してなお補充できないとき

第8条（特約が消滅した保険契約の取扱）

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払、半年払または月払の保険契約となります。

第9条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第10条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢はその日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日を基準に計算するものとします。
- (2) 主約款の契約日から前号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が発生したときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第11条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第12条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。

第13条（団体との取りきめによる取扱）

第2条（契約日の特則）、第3条（契約日前の事故）、第5条（保険料の払込）またはその他の事項について、会社と団体とが特に別の取りきめを行なった場合には、その取りきめによるものとします。

第14条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。この特約が適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款の保険期間の始期の属する月の翌月1日とし、保険期間および契約年齢は、その日を基準に計算します。

預金口座振替特約

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、つぎの条件を満たす保険契約で保険契約締結の際、保険契約者からこの特約の適用を申し出たものに適用します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委託すること
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約の契約日以後、保険契約者からこの特約の適用の申し出があった場合には、保険契約が前項の条件を満たすときは、この特約を適用します。

第2条（責任開始日および契約日の特則）

- 1 この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日（がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は保険期間の始期。以下同じ。）とし、この日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、責任開始の日の翌月1日を契約日とします。
- 2 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、月払契約においては、この特約の適用される保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。
- 3 前2項の場合、契約年齢および保険期間は契約日を基準として計算します。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、会社の責任開始の日とします。

第3条（契約日前の事故）

会社の責任開始の日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、前条の規定にかかわらず、契約年齢および保険期間は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

第4条（保険料率）

- 1 この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
- 2 前項にかかわらず、主約款の規定によって、保険料の一括払を行なう場合は普通保険料率を基準として、会社所定の割引引きを行ないます。

第5条（保険料の払込）

- 1 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期月中の会社の定めた日。以下「保険料振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって払い込まれるものとします。ただし、保険料振替日が取扱金融機関等の休日に該当する場合は、翌営業日とします。
- 2 前項の場合、保険料振替日に保険料の払込があったものとします。
- 3 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は会社に対して、その振替順序を指定できないものとします。
- 4 この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）

- 1 保険料振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社に払い込んでください。この場合、第2条（責任開始日および契約日の特則）第1項、第13条（がん保険に付加した場合の特則）第1号、第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）第1号および第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）第1号の規定は適用しません。
- 2 保険料振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能な場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - (1) 年払契約または半年払契約の場合
払込期月の翌月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
 - (2) 月払契約の場合
翌月の保険料振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。
- 3 前項各号の規定による保険料の口座振替が不能な場合は、翌月以降の口座振替はしません。この場合、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に未払込保険料を会社に払い込んでください。

第7条（指定口座または取扱金融機関等の変更）

- 1 保険契約者は、保険料の口座振替のための指定口座を同一取扱金融機関等の他の口座または他の取扱金融機関等の口座に変更することができます。この場合には、会社を通じて新たに保険料の口座振替を取扱金融機関等に委託することを要します。
- 2 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該取扱金融機関等に申し出て、他の払込方法を選択してください。
- 3 保険契約者から保険料の口座振替を委託された取扱金融機関等が、口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、保険契約者にその旨通知します。
- 4 前項の場合には、保険契約者は、会社を通じて、新たに他の取扱金融機関等に保険料の口座振替を委託してください。
- 5 指定口座または取扱金融機関等の変更に際し、その変更の手続が行なわれないまま保険料の口座振替が不能となった場合には、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）の規定に準じて取り扱います。

第8条（特約の解約）

保険契約者は、いつでもこの特約を将来に向かって解約することができます。

第9条（特約の解除）

保険契約が第1条（特約の適用範囲）第1項の各号に定める条件を欠いたときは、会社は、この特約を将来に向かって解除することができます。

第10条（特約が解約または解除された場合の取扱）

- 1 月払保険契約において、この特約が解約または解除された場合には、保険契約者は、年払または半年払の払込方法に変更する手続きをしてください。
- 2 前項の場合、つぎの払込期月までの保険料に未払込分があれば、その未払込分を一時に払い込んでください。

第11条（保険料振替日の変更）

会社は、会社または取扱金融機関等の止むを得ない事情により保険料振替日を変更することができます。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第12条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第13条（がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せずにつぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日把这个保険契約の契約日とします。ただし、月払契約の場合は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款の契約日の属する月の翌月1日をこの保険契約の契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。ただし、会社の責任開始日の計算にあたっては、主約款の契約日（第1回保険料から口座振替を行なう場合は、振替日）を基準に計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は主約款の契約日とします。
- (4) 主約款の契約日から前各号の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて死亡給付金の支払事由が生じたときは、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

第14条（医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則）

第4条（保険料率）第1項の規定にかかわらず、この特約を付加した医療保障保険（個人型）契約の保険料率は普通保険料率とします。

第15条（変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加する場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱を行います。

- (1) 第1回保険料から口座振替を適用する場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を責任開始日とし、責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定によるものとします。

第16条（年齢群団別がん保険に付加した場合の特則）

この特約を年齢群団別がん保険に付加した場合には、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定を適用せず、つぎの取扱をします。

- (1) この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。）から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日把这个保険契約の保険期間の始期とし、この保険期間の始期の属する日を契約日とします。ただし、月払契約の場合は、この保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (2) 月払契約においてこの特約が適用され、第2回以後の保険料から口座振替を行なう場合には、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月1日を契約日とします。
- (3) 保険期間および契約年齢は前2号に定める契約日を基準として計算します。また、その日を基準として計算した場合、契約年齢が1歳上がる保険契約の契約日は前2号に定める保険期間の始期の属する日とします。

第17条（責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合には、次のとおり取り扱

います。

- (1) 責任開始の日、保険期間の始期、契約日および契約日前の事故については、責任開始期に関する特約の規定によるものとし、第2条（責任開始日および契約日の特則）および第3条（契約日前の事故）の規定は適用しません。
- (2) 第1回保険料は、責任開始期に関する特約第3条（第1回保険料の払込、猶予期間および第2回保険料の払込期月の延長）の規定にかかわらず、契約日の属する月の翌月（責任開始期の属する日の翌月1日を契約日とした月払契約の場合は契約日の属する月）の保険料振替日に口座振替を行ないます。なお、責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、第1回保険料および第2回保険料の振替日は同日となります。このとき、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとします。
- (3) 第1回保険料の振替日に口座振替が不能となったとき（取扱金融機関等に対して第1回保険料の口座振替請求が行なわれなかった場合を含みます。以下同じ。）は、第6条（保険料の口座振替が不能な場合の取扱）第1項および前号の規定にかかわらず、次の(ア)から(I)のとおり取り扱います。
 - (ア) 年払契約または半年払契約の場合、会社は、契約日の属する月の翌々月の保険料振替日に再度保険料の口座振替を行ないます。
 - (イ) 月払契約の場合（責任開始期の属する日を契約日とした月払契約を除きます。）、会社は、契約日の属する月の翌月の保険料振替日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たない場合、口座振替可能な回数分の口座振替を行ない、第1回保険料から順に払い込まれたものとします。
 - (ウ) 責任開始期の属する日を契約日とした月払契約の場合、保険契約者は、契約日の属する月の翌々月末日までに、第1回保険料から第3回保険料まで合わせて3か月分の保険料を会社に払い込んでください。
 - (I) 前(ア)または(イ)の規定による口座振替が不能な場合、または前(ウ)の規定による払込がない場合には、保険契約者は、責任開始期に関する特約に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を会社に払い込んでください。

預金口座振替特約（団体・特別団体・集団扱用）

第1条（特約の適用範囲）

- 1 この特約は、会社と団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者が、団体等の指定する金融機関に口座をもち、かつその口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関口座へ振替により保険料を払い込むことができる場合に適用します。
- 2 保険契約者は、前項により保険料の振替を行なう口座を指定するものとし、その指定された口座を、以下「指定口座」といいます。

第2条（保険料の払込）

- 1 この特約を付加した保険契約の保険料は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約の規定にかかわらず、団体等が定める保険料振替日に口座振替により払い込むものとします。
- 2 前項の規定により振替を行なった保険料については、会社は、保険契約者の指定口座から引き落とされた日に保険料の払い込みがあったものとします。ただし、指定口座から引き落とされた保険料が、実際に会社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申し出によりその保険料の引き落としが取り消された場合には、本項の規定による引き落としがなかったものとし、その保険料について、会社は、保険契約上の責任を負いません。

第3条（特約の失効）

- 1 保険契約者が、団体等の指定する金融機関の指定口座を解約したときは、その保険契約についてこの特約は効力を失います。
- 2 団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約が効力を失ったときはこの特約も効力を失います。

第4条（主約款および特約の規定の準用）

この特約に別段定めのない場合には、主約款および団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約の規定を準用します。

第5条（退職者に関する特則）

保険契約者が団体を退職した後も、引き続き団体扱特約が適用される保険契約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（特約の適用範囲）第1項中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する全保険契約者」とあるのは「団体扱特約を締結した団体を退職した保険契約者」と読み替えます。
- (2) 第1条第1項、第2条（保険料の払込）第1項および第3条（特約の失効）第1項中、「団体等」とあるのは「団体」と読み替えます。
- (3) 第3条第2項、第4条（主約款および特約の規定の準用）中、「団体扱特約、特別団体扱特約または集団扱特約」とあるのは、「団体扱特約」と読み替えます。

責任開始期に関する特約

(この特約の趣旨)

この特約は、第1回保険料（第1回保険料充当金を含みます。以下同じ。）の払込を責任開始期の要件とせず、会社が保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負うことを目的としたものです。

第1条（特約の適用）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申し出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。
- 2 この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約にはこの特約は付加されません。

第2条（責任開始期および契約日）

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。ただし、がん保険(01)またはがん保険(2010)に付加した場合は、この時を保険期間の始期とします。以下同じ。）とし、その時の属する日を契約日とします。
- (2) 前号にかかわらず、月払契約の場合は、責任開始期の属する日の翌月1日を契約日とします。ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約はこの限りではありません。
- (3) 契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条第1号または第2号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始期の属する日から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金（名称の如何を問いません。以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料の払込の免除事由が発生したときは、責任開始期の属する日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- (4) 前号ただし書に定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

第3条（第1回保険料の払込、猶予期間および第2回保険料の払込期月の延長）

- 1 保険契約者は、第1回保険料を、つぎに定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
第1回保険料の払込期月は、責任開始期の属する日からその日の属する月の翌々月末日までとします。
- 2 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日までの猶予期間があります。
- 3 第2条（責任開始期および契約日）第2号ただし書または第3号ただし書の規定により月払契約の責任開始期の属する日を契約日としたときは、主約款の規定にかかわらず、第2回保険料の払込期月は、第1回保険料の払込期月まで延長されるものとします。

第4条（第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合）

- 1 第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じた場合には、会社は、第1回保険料を支払うべき保

険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款および特約の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

- 2 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書に定める未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。
- 3 第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款および特約の規定に基づいて保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款および特約の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条（第1回保険料が払い込まれないことによる無効）

- 1 第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。
- 2 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条（第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金）

第1回保険料の払込前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金はありません。

第8条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条（5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第10条（連生終身保険（自由設計型）に付加した場合の特則）

この特約を連生終身保険（自由設計型）に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「第一被保険者および第二被保険者」と読み替えます。

第11条（無選択加入特則が付加された5年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合の特則）

この特約を無選択加入特則が付加された5年ごと利差配当付個人年金保険または無選択型終身保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時」とあるのは「保険契約の申込を受けた時」と読み替えます。

お問い合わせ・ご相談などについて

①生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

○契約者ご本人さま（保険金・給付金のご請求は受取人さま）からお願いします。

○保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

○お手続きには保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。

○各お問い合わせ窓口の営業日・受付時間につきましては、当社ホームページをご覧ください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
■お手続き、お問い合わせ全般（保険金・給付金請求は除く） <table><tr><th colspan="2">お手続き例</th></tr><tr><td>① 転居、町名変更、通信先変更</td><td>⑤ ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>② 名義変更、受取人変更、改姓</td><td>⑥ ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>③ 保険証券紛失</td><td>⑦ その他お手続き</td></tr><tr><td>④ 保険料振替口座の変更</td><td></td></tr></table>	お手続き例		① 転居、町名変更、通信先変更	⑤ ご契約内容の変更、解約	② 名義変更、受取人変更、改姓	⑥ ご契約内容のお問い合わせ	③ 保険証券紛失	⑦ その他お手続き	④ 保険料振替口座の変更		カスタマーセンター  0120-563-506
お手続き例											
① 転居、町名変更、通信先変更	⑤ ご契約内容の変更、解約										
② 名義変更、受取人変更、改姓	⑥ ご契約内容のお問い合わせ										
③ 保険証券紛失	⑦ その他お手続き										
④ 保険料振替口座の変更											
■保険金・給付金請求のお手続きに関するお問い合わせ ・保険金・給付金などのご請求受付、お問い合わせ	カスタマーセンター (保険金・給付金請求ダイヤル)  0120-528-170										
・先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療をすでに受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせんなどは行いません。	先進医療請求デスク  0120-665-780										
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さま相談室  0120-273-211										

②当社のお手続きに関する事項や貸付利率などの諸利率、各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。

<http://www.himawari-life.co.jp>

当社ホームページでは 24 時間 365 日いつでも以下のお手続き・ご契約内容照会等ができます。

○住所変更、保険料控除証明書再発行

○ご契約内容照会、保険料振替口座の変更、改姓、受取人の変更に関する書類郵送（ホームページからあらかじめご登録が必要です）

このページの内容は、平成 29 年 11 月 1 日現在のものです。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に以下の項目の

- お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について……………10
- 健康状態などの告知について……………11
- 保障の開始時期（責任開始期）について……………12
- 保険金・給付金などをお支払いできない場合……………12
- 保険料のお払込み、ご契約の失効・復活について……………13
- 解約と解約返戻金について……………14
- 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて……………14

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、告知および保険料の受領など募集代理店・営業社員の役割も含めて、ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご利用ください。

傷害保険

お客さまのご契約に関する各種お手続きやお問い合わせ窓口

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命カスタマーセンター

お手続き、お問い合わせ全般
(保険金・給付金請求は除く)

保険金・給付金請求のお手続き



0120-563-506



0120-528-170

契約者ご本人さま（保険金・給付金請求の場合は受取人さま）からご連絡ください。

受付時間／月～金 9：00～18：00、土 9：00～17：00

（日曜日、祝日および 12/31 ～1/3 は営業していません）

（平成 29 年 11 月 1 日現在）

損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社

〒163-8626 東京都新宿区西新宿 6-13-1 新宿セントラルパークビル

Tel.03-6742-3111（代表）

ホームページアドレス <http://www.himawari-life.co.jp>

お問い合わせ先